

4	三 面積その他の政令で定める事項 都市再生特別地区、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区、特定防災街区整備地区、景観地区及び緑化地域について都市計画に	の建蔽率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）、同法第五十四条に規定する外壁の後退距離の限度（低層住宅第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域、建築基準法第五十三条第一項第一号から第三号まで又は第五号に規定する建築物の建蔽率）
5	二 特定用途制限地域 制限すべき特定の建築物等の用途の概要	二 特定用途制限地域 制限すべき特定の建築物等の用途の概要
6	ホ 特例容積率適用地区 建築物の高さの最高限度（当該地区における市街地の環境を確保するために必要な場合に限る。）	ホ 特例容積率適用地区 建築物の高さの最高限度（当該地区における市街地の環境を保護するため必要な場合に限る。）
7	ト 高度地区 建築物の高さの最高限度又は最低限度（準都市計画区域内にあつては、建築物の高さの最高限度。次条第十八項において同じ。）	ト 高度地区 建築物の高さの最高限度又は最低限度（当該地区における市街地の環境を確保するため必要な場合に限る。次条第十七項において同じ。）
8	チ 高度利用地区 建築物の容積率の最高限度及び最低限度（建築物の建蔽率の最高限度とおり同じ。）	チ 高度利用地区 建築物の容積率の最高限度及び最低限度（建築物の建蔽率の最高限度とおり同じ。）
9	ト 高度地区 建築物の敷地面積の最低限度（当該地区における市街地の環境を確保するため必要な場合に限る。次条第十七項において同じ。）	ト 高度地区 建築物の敷地面積の最低限度（当該地区における市街地の環境を確保するため必要な場合に限る。次条第十七項において同じ。）
10	チ 高度利用地区 建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建築物の建蔽率の最高限度において同じ。）	チ 高度利用地区 建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建築物の建蔽率の最高限度において同じ。）
11	ト 高度地区 建築物の敷地面積の最低限度並びに壁面の位置の制限（壁面の位置の制限にあつては、敷地内に道路（都市計画において定められた計画道路を含む。以下この号において同じ。）に接して有効な空間を確保して市街地の環境の向上を図るために必要な場合における当該道路に面する壁面の位置に限る。次条第十九項において同じ。）	ト 高度地区 建築物の敷地面積の最低限度並びに壁面の位置の制限（壁面の位置の制限にあつては、敷地内に道路（都市計画において定められた計画道路を含む。以下この号において同じ。）に接して有効な空間を確保して市街地の環境の向上を図るために必要な場合における当該道路に面する壁面の位置に限る。次条第十九項において同じ。）
12	チ 特定街区 建築物の容積率並びに建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限	チ 特定街区 建築物の容積率並びに建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限
13	ト 特定街区 建築物の容積率並びに建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限	ト 特定街区 建築物の容積率並びに建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限
14	チ 特定用途地区は、用途地域内の一定の地区に定める地域とする。	チ 特定用途地区は、用途地域内の一定の地区に定める地域とする。
15	ト 特定用途地区は、用途地域が定められていない土地の区域（市街地調整区域を除く。）において、その良好な環境の形成又は保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用	ト 特定用途地区は、用途地域が定められていない土地の区域（市街地調整区域を除く。）において、その良好な環境の形成又は保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用

定めるべき事項は、前項第一号及び第三号に掲げるもののほか、別に法律で定める。
第九条 第一種低層住居専用地域は、低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため必要な場合に限る。（及び同法第五十五条第一項に規定する外壁の後退距離の限度（低層住宅第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域、建築基準法第五十三条第一項第一号から第三号まで又は第五号に規定する建築物の建蔽率））

が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域とする。
第十条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる区域を定めることができる。
一 都市再開発法第七条第一項の規定による市街地再開発促進区域
二 大都市地域における住宅及び住宅地の供給用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域内の適正な配置及び規模の公共施設を備えた土地の区域において、建築基準法第五十二条第一項から第九項までの規定による建築物の容積率の限度からみて未利用となつている建築物の容積の活用を促進して土地の高度利用を図るために定める地区とする。

が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域とする。
第十条の二 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる区域を定めることができる。
一 都市再開発法第七条第一項の規定による市街地再開発促進区域
二 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二十四条第一項の規定による住宅街区整備促進区域
三 大都市地域における住宅地の供給の再配置の促進に関する法律第十九条第一項の規定による拠点業務市街地整備土地区域
四 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の促進の促進に関する法律第十九条第一項の規定による拠点業務市街地整備土地区域
五 街地再開発促進区域
六 都市計画区域に、促進区域の種類、名称、位置及び区域のほか、別に法律で定める事項を定めるものとするとともに、区域の面積その他の政令で定めるよう努めるものとする。

（促進区域）

16	が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域とする。
17	特例容積率適用地区は、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域又は準工業地域でこれらの地域に関する都市計画において建築基準法第五十二条第一項第一号に規定する建築物の容積率が十分の四十又は十分の五十と定められたものにおいて、建築物の容積率の最高限度、建築物の建蔽率の最高限度及び建築物の敷地面積の最低限度を定める地区とする。
18	高度地区は、用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るために建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区とする。
19	高度利用地区は、用途地域内において市街地の環境を保護するため定める地域とする。
20	高度利用地区は、用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るために建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建築物の建蔽率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度並びに壁面の位置の制限を定める地区とする。
21	特定街区は、市街地の整備改善を図るために区の整備又は造成が行われる地区について、その街区における建築物の容積率並びに建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限を定める街区とする。
22	防火地域又は準防火地域は、市街地における火災の危険を防除するため定める地域とする。
23	臨港地区は、港湾を管理運営するため定める地区とする。

2	二 当該区域の土地が、相当期間にわたり住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の用途に供されていないことその他の政令で定める要件に該当していること。
3	三 当該区域の土地が前号の要件に該当していないことが、当該区域及びその周辺の地域における計画的な土地利用の増進を図る上で著しく支障となつていること。
4	四 おおむね五千平方メートル以上の規模の区域であること。
5	五 当該区域が市街化区域にあること。

等予定区域に係る市街地開発事業又は都市施設に関する都市計画を定めなければならない。
前項の期間内に、市街地開発事業等予定区域に係る市街地開発事業又は都市施設に関する都市計画が定められたときは当該都市計画についての第二十条第一項の規定による告示の日の翌日から起算して十日を経過した日から、その都市計画が定められなかつたときは前項の期間満了の日の翌日から、将来に向かつて、当該市街地開発事業等予定区域に関する都市計画は、その効力を失う。
(市街地開発事業等予定区域に係る市街地開発事業又は都市施設に関する都市計画に定める事項)

第十二条の三 市街地開発事業等予定区域に係る市街地開発事業又は都市施設に関する都市計画には、施行予定者をも定めるものとする。

2 前項の都市計画に定める施行区域又は区域及び施行予定者は、当該市街地開発事業等予定区域に関する都市計画に定められた区域及び施行予定者でなければならない。
(地区計画等)

第十二条の四 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる計画を定めることができる。

一 地区計画
二 密集市街地整備法第三十二条第一項の規定による防災街区整備地区計画

三 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第三十一条第一項の規定による歴史的風致維持向上地区計画

四 幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)第九条第一項の規定による沿道地区計画

五 集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三条)第五条第一項の規定による集落地区計画

二 2 1 前項の種類、名称、位置及び区域を定めるものとともに、区域の面積その他の政令で定める事項を定めるよう努めるものとする。
(地区計画)

第十二条の五 地区計画は、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、開発し、及び保全するための計画とし、次の各号の

いずれかに該当する土地の区域について定めるものとする。

一 用途地域が定められている土地の区域

二 用途地域が定められない土地の区域のうち次のいずれかに該当するもの

イ 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われる、又は行われた土地の区域

ロ 建築物の建築又はその敷地の造成が無秩序に行われ、又は行われると見込まれる一定の土地の区域で、公共施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあるもの

ハ 健全な住宅市街地における良好な居住環境その他優れた街区の環境が形成されている土地の区域

2 地区計画については、前条第二項に定めるもののほか、都市計画に、第一号に掲げる事項を定めるものとするとともに、第二号及び第三号に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 次に掲げる施設(以下「地区施設」という。)及び建築物等の整備並びに土地の利用に関する計画(以下「地区整備計画」という。)

イ 主として街区内の居住者等の利用に供される道路、公園その他の政令で定める施設

ロ 街区における防災上必要な機能を確保するための避難施設、避難路、雨水貯留浸透施設(雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であつて、浸水による被害の防止を目的とするものをいう。)その他の政令で定める施設

3 当該地区計画の目標

二 方針

三 当該区域の整備、開発及び保全に関する

4 次に掲げる条件に該当する土地の区域における地区計画については、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進とを図るために、一体的かつ総合的な市街地の再開発又は開発整備を実施すべき区域(以下「再開発等促進区」という。)を都市計画に定めることができる。

一 現に土地の利用状況が著しく変化しつつあり、又は著しく変化することが確実であると見込まれる土地の区域であること。

二 土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、備えた良好な環境の各街区を整備し、開発する必要がある土地の区域であること。

三 当該区域内の土地の高度利用を図ることが、当該都市の機能の増進に貢献することとなる土地の区域であること。

四 用途地域が定められている土地の区域であること。

5 次に掲げる条件に該当する土地の区域においては、次に掲げる事項

一 地区施設の配置及び規模

二 建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度又は最低限度、建築物の建蔽率の最高限度、建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度、建築物の敷地の地盤面の高さの最低限度、壁面の位置の制限、壁面後退区域(壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。以下同じ。)における工作物の設置の制限、建築物等の高さの最高限度又は最低限度の居室(建築基準法第二条第四号に規定する居室をいう。)の床面の高さの最低限度、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、地の区域であること。

三 当該区域内において特定大規模建築物の整備による商業その他の業務の利便の増進を図ることが、当該都市の機能の増進に貢献することとなる土地の区域であること。

四 特定大規模建築物の整備による商業その他の業務の利便の増進を図ることによる商業その他の業務の利便の増進を図ることが、当該都市の機能の増進に貢献する土地の区域であること。

5 再開発等促進区又は開発整備促進区を定める地区計画においては、第二項各号に掲げるもののほか、都市計画に、第一号に掲げる事項を定めるものとするとともに、第二号に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 道路、公園その他の政令で定める施設(都市計画施設及び地区施設を除く。)の配置及び規模

二 土地利用に関する基本方針

三 次に掲げる条件に該当する土地の区域における地区計画については、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進とを図るために、一体的かつ総合的な市街地の再開発又は開発整備を実施すべき区域(以下「再開発等促進区」という。)を都市計画に定めることができる。

一 当該再開発等促進区又は開発整備促進区を都市計画に定める際、当該再開発等促進区又は開発整備促進区について、当面建築物又はその敷地の整備と併せて整備されるべき公共施設の整備に備え、適正な配置及び規模の公共施設を整備する必要がある土地の区域であること。

二 1 前号各号に掲げるもののほか、土地の利用に関する事項で政令で定めるもの

三 現に存する樹林地、草地等で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項(次号に該当するものを除く。)

四 現に存する農地(耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。)で農業の利便の増進と調和した良好な居住環境を確保するため必要なものにおける土地の形質の変更その他の行為の制限に関する事項

五 前号各号に掲げるもののほか、土地の利用に関する事項で政令で定めるもの

六 地区計画を都市計画に定める際、当該地区計画の全部又は一部について地区整備計画を定めることができない特別の事情があるときは、当該区域の全部又は一部について地区整備計画を定めることを要しない。この場合において、地区計画の区域の一部について地区整備計画を定めるときは、当該地区計画については、地区整備計画の区域をも都市計画に定めなければならない。

七 地区整備計画においては、次に掲げる事項(市街化調整区域内において定められる地区整備計画については、建築物の容積率の最低限度、建築物の建築面積の最低限度及び建築物等の高さの最低限度を除く。)を定めることができる。

八 地区計画を都市計画に定める際、当該地区計画の全部又は一部について地区整備計画を定めることを要しない。この場合において、地区計画の区域の一部について地区整備計画を定めるときは、当該地区計画については、地区整備計画の区域をも都市計画に定めなければならない。

九 地区整備計画においては、適正な配置及び規模の公共施設が整備されていない土

地の区域においては、次に掲げる事項

一 地区施設の配置及び規模

二 建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度又は最低限度、建築物の建蔽率の最高限度、建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度、建築物の敷地の地盤面の高さの最低限度、壁面の位置の制限、壁面後退区域(壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。以下同じ。)における工作物の設置の制限、建築物等の高さの最低限度を除く。)を定めることができる。

三 現に土地の利用状況が著しく変化しつつあり、又は著しく変化することが確実であると見込まれる土地の区域であること。

四 土地の合理的かつ健全な高度利用を図るために、一体的かつ総合的な市街地の再開発又は開発整備を実施すべき区域(以下「再開発等促進区」という。)を都市計画に定めることができる。

一 当該再開発等促進区又は開発整備促進区を都市計画に定めることができる。

二 1 前号各号に掲げるもののほか、土地の利用に関する事項で政令で定めるもの

三 現に存する樹林地、草地等で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項(次号に該当するものを除く。)

四 現に存する農地(耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。)で農業の利便の増進と調和した良好な居住環境を確保するため必要なものにおける土地の形質の変更その他の行為の制限に関する事項

五 前号各号に掲げるもののほか、土地の利用に関する事項で政令で定めるもの

六 地区計画を都市計画に定める際、当該地区計画の全部又は一部について地区整備計画を定めることを要しない。この場合において、地区計画の区域の一部について地区整備計画を定めるときは、当該地区計画については、地区整備計画の区域をも都市計画に定めなければならない。

七 地区整備計画においては、適正な配置及び規模の公共施設が整備されていない土

地の区域においては、次に掲げる事項

一 用途地域が定められている土地の区域

二 用途地域が定められない土地の区域のうち次のいずれかに該当するもの

イ 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われる、又は行われた土地の区域

ロ 建築物の建築又はその敷地の造成が無秩序に行われ、又は行われると見込まれる一定の土地の区域で、公共施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあるもの

ハ 健全な住宅市街地における良好な居住環境その他の優れた街区の環境が形成されている土地の区域

2 地区計画については、前条第二項に定めるもののほか、都市計画に、第一号に掲げる事項を定めるものとするとともに、第二号及び第三号に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 次に掲げる施設(以下「地区施設」という。)及び建築物等の整備並びに土地の利用に関する計画(以下「地区整備計画」とい

う。)

イ 主として街区内の居住者等の利用に供される道路、公園その他の政令で定める施設

ロ 街区における防災上必要な機能を確保するための避難施設、避難路、雨水貯留浸透施設(雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であつて、浸水による被害の防止を目的とするものをいう。)その他の政令で定める施設

3 当該地区計画の目標

二 方針

三 当該区域の整備、開発及び保全に関する

4 次に掲げる条件に該当する土地の区域における地区計画については、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進とを図るために、一体的かつ総合的な市街地の再開発又は開発整備を実施すべき区域(以下「再開発等促進区」という。)を都市計画に定めることができる。

一 当該再開発等促進区又は開発整備促進区を都市計画に定めることができる。

二 1 前号各号に掲げるもののほか、土地の利用に関する事項で政令で定めるもの

三 現に存する樹林地、草地等で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項(次号に該当するものを除く。)

四 現に存する農地(耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。)で農業の利便の増進と調和した良好な居住環境を確保するため必要なものにおける土地の形質の変更その他の行為の制限に関する事項

五 前号各号に掲げるもののほか、土地の利用に関する事項で政令で定めるもの

六 地区計画を都市計画に定める際、当該地区計画の全部又は一部について地区整備計画を定めることを要しない。この場合において、地区計画の区域の一部について地区整備計画を定めるときは、当該地区計画については、地区整備計画の区域をも都市計画に定めなければならない。

七 地区整備計画においては、適正な配置及び規模の公共施設が整備されていない土

地の区域においては、次に掲げる事項

一 用途地域が定められている土地の区域

二 用途地域が定められない土地の区域のうち次のいずれかに該当するもの

イ 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われる、又は行われた土地の区域

ロ 建築物の建築又はその敷地の造成が無秩序に行われ、又は行われると見込まれる一定の土地の区域で、公共施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあるもの

ハ 健全な住宅市街地における良好な居住環境その他の優れた街区の環境が形成されている土地の区域

2 地区計画については、前条第二項に定めるもののほか、都市計画に、第一号に掲げる事項を定めるものとするとともに、第二号及び第三号に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 次に掲げる施設(以下「地区施設」という。)及び建築物等の整備並びに土地の利用に関する計画(以下「地区整備計画」とい

う。)

イ 主として街区内の居住者等の利用に供される道路、公園その他の政令で定める施設

ロ 街区における防災上必要な機能を確保するための避難施設、避難路、雨水貯留浸透施設(雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であつて、浸水による被害の防止を目的とするものをいう。)その他の政令で定める施設

3 当該地区計画の目標

二 方針

三 当該区域の整備、開発及び保全に関する

4 次に掲げる条件に該当する土地の区域における地区計画については、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進とを図るために、一体的かつ総合的な市街地の再開発又は開発整備を実施すべき区域(以下「再開発等促進区」という。)を都市計画に定めることができる。

一 当該再開発等促進区又は開発整備促進区を都市計画に定めることができる。

二 1 前号各号に掲げるもののほか、土地の利用に関する事項で政令で定めるもの

三 現に存する樹林地、草地等で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項(次号に該当するものを除く。)

四 現に存する農地(耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。)で農業の利便の増進と調和した良好な居住環境を確保するため必要なものにおける土地の形質の変更その他の行為の制限に関する事項

五 前号各号に掲げるもののほか、土地の利用に関する事項で政令で定めるもの

六 地区計画を都市計画に定める際、当該地区計画の全部又は一部について地区整備計画を定めることを要しない。この場合において、地区計画の区域の一部について地区整備計画を定めるときは、当該地区計画については、地区整備計画の区域をも都市計画に定めなければならない。

七 地区整備計画においては、適正な配置及び規模の公共施設が整備されていない土

八 促進区域は、市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域内において、主として関係権利者による市街地の計画的な整備又は開発を促進する必要があると認められる土地の区域について定めること。

九 遊休土地転換利用促進地区は、主として関係権利者による有効かつ適切な利用を促進する必要があると認められる土地の区域について定めること。

十 被災市街地復興推進地区は、大規模な火灾、震災その他の災害により相当数の建築物が滅失した市街地の計画的な整備改善を推進して、その緊急かつ健全な復興を図る必要があると認められる土地の区域について定めること。

十一 都市施設は、土地利用、交通等の現状及び将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置に配置することにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するよう定めること。この場合において、市街化区域及び区域区分が定められない都市計画区域については、少なくとも道路、公園及び下水道を定めるものとし、第一種低層居住専用地域、第二種低層居住専用地域、第一種中高層居住専用地域、第二種中高層居住専用地域、第一種居住地域、第二種居住地域、準居住地域及び田園居住地域については、義務教育施設をも定めるものとする。

十二 一団地の都市安全確保拠点施設については、前号に定めるものほか、次に掲げるところに従つて定めること。

イ 溢水、湛水、津波、高潮その他の自然現象による災害の発生のおそれが著しく、かつ、当該災害が発生した場合に居住者等の安全を確保する必要性が高いと認められる区域（当該区域に隣接する、又は近接する区域を含む。）について定めること。

ロ 第二種第四項第一号に規定する施設は、溢水、湛水、津波、高潮その他の自然現象による災害が発生した場合において、いに規定する区域内における同条第一項第十号に規定する機能が一体的に発揮されるよう、必要な位置に適切な規模で配置すること。

ハ 第二条第四項第一号に掲げる事項は、溢水、湛水、津波、高潮その他の自然現象による災害が発生した場合において、いに規定する区域内における同条第一項第十号に規定する機能が一体的に発揮されるよう、必要な位置に適切な規模で配置すること。

ハ 第二条第四項第一号に掲げる事項は、溢水、湛水、津波、高潮その他の自然現象による災害が発生した場合において、いに規定する区域内における同条第一項第十号に規定する機能が一体的に発揮されるよう、必要な位置に適切な規模で配置すること。

定する区域内における居住者等の安全の確保が図られるよう定めること。

十三 市街地開発事業は、市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域内において、一体的に開発し、又は整備する必要がある土地の区域について定めること。

十四 市街地開発事業等予定区域は、市街地開発事業に係るものについては市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域内において、一体的に開発し、又は整備する必要がある土地の区域について定めること。

十五 地区計画は、公共施設の整備、建築物の建築その他の土地利用の現状及び将来の見通しを勘案し、当該区域の各街区における防災、安全、衛生等に関する機能が確保され、かつ、その良好な環境の形成又は保持のためその区域の特性に応じて合理的な土地利用が行われることを目途として、当該計画に従つて秩序ある開発行為、建築又は施設の整備が行われることとなるように定めること。この場合において、次のイからハまでに掲げる地区計画については、当該イからハまでに定めることによる。

イ 市街化調整区域における地区計画 市街化区域における市街化の状況等を勘案して、地区計画の区域の周辺における市街化を促進することとなる等該都市計画区域における計画的な市街化を図る上で支障がないよう定めること。

ロ 再開発等促進区を定める地区計画 土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進が図られることを目途として、一体的かつ総合的な市街地の再開発又は開発が実施されることとなるように定めること。

ハ 再開発等促進区を定める地区計画 土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進が図られることを目途として、一体的かつ総合的な市街地の再開発又は開発が実施されることとなるよう定めること。

十六 防災街区計画は、当該区域の各街区が火事又は地震が発生した場合の延焼防止上及び避難上確保されるべき機能を備えるとともに、土地の合理かつ健全な利用が図られることを目指として、一体的かつ総合的な市街地の整備が行わることとなるよう定めること。

十七 歴史的風致維持向上地区計画は、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となつて形成してきた良好な市街地の環境の維持及び向上並びに土地の合理的かつ健全な利用が図られるよう定めること。

十八 沿道地区計画は、道路交通騒音により生ずる障害を防止するとともに、適正かつ合理的な土地利用が図られるよう定めること。

十九 集落地区計画は、當農条件と調和のとれた居住環境を整備するとともに、適正な土地利用が図られるよう定めること。

二十 前各号の基準を適用するについては、第六条第一項の規定による都市計画に関する基礎調査の結果に基づくこと。

一 都市再開発方針等、第八条第一項第四号の運用の動向を勘案して、住居の環境を保護し、良好な景観を形成し、風致を維持し、公害を防止する等地域の環境を適正に保持するよう定めること。

二 前号の基準を適用するについては、第六条第二項の規定による都市計画に関する基礎調査の結果に基づくこと。

三 準都市計画区域について定められる都市計画は、第一項に規定する国土計画若しくは地方計画又は施設に関する国の計画に適合するとともに、地域の特質を考慮して、次に掲げるところに従つて、土地利用の整序又は環境の保全を図るため必要な事項を定めなければならない。この場合においては、当該地域における自然的環境の整備又は保全及び農林漁業の生産条件の整備に配慮しなければならない。

四 都市再開発方針等、第八条第一項第四号の二、第五号の一、第六号、第八号及び第十号から第十六号までに掲げる地域地区、促進区域、被災市街地復興推進地域、流通業務団地、一団地の津波防災拠点市街地形成施設、一団地の復興再生拠点市街地形成施設、沿道市街地形成施設、市街地開発事業、市街地開発事業等予定区域（第十二条の二第一項第四号及び第五号に掲げるものを除く。）、防災街区整備地区計画、歴史的風致維持向上地区計画、沿道地区計画並びに集落地区計画に関する都市計画の策定に関し必要な基準は、前三項に定めるものほか、別に法律で定めるもの。

五 地区計画を都市計画に定めるについて必要な基準は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定める。

六 都市計画の策定に関し必要な技術的基準は、政令で定める。

（都市計画の図書）

第十四条 都市計画は、国土交通省令で定めるところにより、総括図、計画図及び計画書によつて表示するものとする。

二 都市計画の策定に関し必要な技術的基準は、政令で定める。

三 準都市計画区域について定められる都市計画は、第一項に規定する国土計画若しくは地方計画又は施設に関する国の計画に適合するとともに、地域の特質を考慮して、次に掲げるところに従つて、土地利用の整序又は環境の保全を図るため必要な事項を定めなければならない。この場合においては、当該地域における自然的環境の整備又は保全及び農林漁業の生産条件の整備に配慮しなければならない。

一 都市再開発の方針に定められている都市再開発第二条の三第一項第二号又は第二項の区域	二 防災街区整備方針に定められている防災再開発促進地区(密集市街地整備法第三条第一項第一号に規定する防災再開発促進地区をいう)の区域
三 地域地区的区域	四 地域地区的区域
五 促進区域の区域	六 市街地開発事業の施行区域
七 遊休土地転換利用促進地区的区域	八 被災市街地復興推進地区的区域
九 地区計画の区域(地区計画の区域の一部について再開発等促進区若しくは開発整備促進区又は地区整備計画が定められているときは、地区計画の区域及び再開発等促進区若しくは開発整備促進区は、地区整備計画が定められているときは、地区計画の区域及び再開発等促進区若しくは開発整備促進区は、地区計画の区域及び再開発等促進区若しくは開発整備促進区又は地区整備計画の区域)	十 都市計画施設の区域
十一 防災街区整備地区計画の区域(防災街区整備地区計画の区域について地区防災施設(密集市街地整備法第三十二条第二項第一号に規定する地区防災施設をいう。以下この号及び第三十三条第一項において同じ。)、特定建築物地区整備計画(密集市街地整備法第三十二条第二項第一号の規定による特定建築物地区整備計画をいう。以下この号及び第三十条第一項において同じ。)又は防災街区整備地区整備計画(密集市街地整備法第三十二条第二項第二号の規定による防災街区整備地区整備計画をいう。以下この号及び第三十三条第一項において同じ。)が定められているときは、防災街区整備地区計画の区域及び地区防災施設の区域、特定建築物地区整備計画の区域又は防災街区整備地区整備計画の区域)	十二 歴史的風致維持向上地区計画の区域(歴史的風致維持向上地区計画の区域の一部について地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第三十一条第三項第三号に規定する土地の区域又は歴史的風致維持向上地区整備計画(同条第二項第一号の規定による歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。以下この号及び第三十三条第一項において同じ。)が定められているときは、歴史的風致維持向上地区計画の区域及び当該定められた土地の区域)

区域又は歴史的風致維持向上地区整備計画の区域)

十三 沿道地区計画の区域(沿道地区計画の区域の一部について沿道再開発等促進区又は沿道地区整備計画(幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条第二項第一号に掲げる沿道地区整備計画をいう。以下同じ。)が定められているときは、沿道地区計画の区域及び沿道再開発等促進区又は沿道地区整備計画の区域)	十四 集落地地区計画の区域(集落地区計画の区域の一部について集落地地区整備計画(集落地地区整備法第五条第三項の規定による集落地地区整備計画をいう。以下同じ。)が定められているときは、集落地地区計画の区域及び集落地区整備計画の区域)
十五 第二節 都市計画の決定及び変更 (都市計画を定める者)	十六 第十五条 次に掲げる都市計画は都道府県が、そ
十七 他の都市計画は市町村が定める。	一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 にに関する都市計画
十八 都市計画区域にに関する都市計画	二 区域区分に関する都市計画
十九 都市再開発方針等に関する都市計画	三 都市再開発方針等に関する都市計画
二十 第八条第一項第四号の二、第九号から第十	四 第八条第一項第四号の二、第九号から第十
二十一 三号まで及び第十六号に掲げる地域地区(同	五 三号まで及び第十六号に掲げる地域地区(同
二十二 項第四号の二に掲げる地区にあっては都市再生特別措置法第三十六条第一項の規定による	六 項第四号の二に掲げる地区にあっては都市再生特別措置法第三十六条第一項の規定による
二十三 法律第二百八十八号)第二条第二項の国際戦略	七 法律第二百八十八号)第二条第二項の国際戦略
二十四 全地域(二以上の市町村の区域にわたるもの	八 全地域(二以上の市町村の区域にわたるもの)

に限る)、首都圏近郊緑地保全法(昭和四十年法律第一百一号)第四条第一項第三号の近郊緑地特別保全地区及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第百三号)第六条第二項の近郊緑地特別保全地区に限る)に関する都市計画

五 一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき地域地区として政令で定めるもの又は市の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき都市施設若しくは根幹的都市施設として政令で定めるものに関する都市計画	六 市街地開発事業(土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅街区整備事業及び防災街区整備事業)について政令で定める大規模なものであつて、国の機関又は都道府県が施行すると見込まれるものに限る)に関する都市計画
七 市街地開発事業等予定区域(第十二条の二第一項第四号から第六号までに掲げる予定区域にあつては、一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設の予定区域として政令で定めるものに限る)に関する都市計画	八 市街地開発事業等予定区域(第十二条の二第一項第四号から第六号までに掲げる予定区域にあつては、一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設の予定区域として政令で定めるものに限る)に関する都市計画
九 第十七条 都道府県は、都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表し、当該都市計画の案を、当該都市計画を決定しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。	十 第十七条 都道府県は、都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表し、当該都市計画の案を、当該都市計画を決定しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。
十 第十八条 市町村は、前項の条例において、住民又は利害関係人から地区計画等に関する都市計画の決議若しくは変更又は地区計画等の案の内容となるべき事項を申し出る方法を定めることができる。	十一 第十八条 市町村は、前項の条例において、住民又は利害関係人から地区計画等に関する都市計画の決議若しくは変更又は地区計画等の案の内容となるべき事項を申し出る方法を定めることができる。
十一 第十九条 都市計画の案の縦覧等	十二 第十九条 都市計画の案の縦覧等

うとする場合において必要があると認めるとは、公聴会の開催等住民の意見を反映させるため必要な措置を講ずるものとする。

一 都市計画に定める地区計画等の案は、意見の提出方法その他の政令で定める事項について条例で定めるところにより、その案に係る区域内の土地の所有者その他政令で定める利害関係を有する者の意見を求めて作成するものとする。	二 都市計画に定める地区計画等の案は、意見の提出方法その他の政令で定める事項について条例で定めるところにより、その案に係る区域内の土地の所有者その他政令で定める利害関係を有する者の意見を求めて作成するものとする。
三 都市計画の案の縦覧等	四 都市計画の案の縦覧等
五 第二節 都市計画の決定及び変更 (都市計画を定める者)	六 第二節 都市計画の決定及び変更 (都市計画を定める者)
七 第十五条 次に掲げる都市計画は都道府県が、そ	八 第十五条 次に掲げる都市計画は都道府県が、そ
九 他の都市計画は市町村が定める。	十 他の都市計画は市町村が定める。
十 第十六条 都道府県は、都市計画の案を作成しようとするときは、関係市町村に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。	十一 第十六条 都道府県は、都市計画の案を作成しようとするときは、関係市町村に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
十一 第十七条 第二節の規定は、都道府県又は市町村が、住民又は利害関係人に係る都市計画の案については、当該施行予定者の同意を得なければならない。ただし、第十二条の三第二項の規定の適用がある事項については、この限りでない。	十二 第十七条 第二節の規定は、都道府県又は市町村が、住民又は利害関係人に係る都市計画の案については、当該施行予定者の同意を得なければならない。ただし、第十二条の三第二項の規定の適用がある事項については、この限りでない。

ら第五項までの規定中「都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣」と、第十七条の二中「都道府県又は市町村」とあるのは「市町村」と、第十八条第一項及び第二項中「都道府県は」とあるのは「国土交通大臣は」と、第十九条第四項中「都道府県が」とあるのは「国土交通大臣が」と、第二十条第一項、第二十二条の四及び前条中「都道府県又は」とあるのは「国土交通大臣又は」と、第二十条第一項中「都道府県にあつては関係市町村長」とあるのは「国土交通大臣にあつては関係都道府県知事及び関係市町村長」と、「都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣及び都道府県知事」とする。

国土交通大臣は、都道府県が作成する案に基づいて都市計画を定めるものとする。

都道府県の合併その他の理由により、二以上の都道府県の区域にわたる都市計画区域が一の都道府県の区域内の区域となり、又は一の都道府県の区域内の都市計画区域が二以上の都道府県の区域にわたることとなつた場合における必要な経過措置については、政令で定める。

(他の行政機関等との調整等)

第二十三条 国土交通大臣が都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（第六条の二第二項第十四号に掲げる事項に限る。以下この条及び第二十四条第三項において同じ。）若しくは区域区分に関する都市計画を定め、若しくはその決定若しくは変更に同意しようとするとき、又は都道府県が都市計画区域の整備、開発及び保全の方針若しくは区域区分に関する都市計画を定めようとするとき（国土交通大臣の同意を要するときは除く。）は、国土交通大臣又は都道府県は、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。ただし、国土交通大臣が区域区分に関する都市計画を定め、若しくはその決定若しくは変更に同意しようとする場合又は都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとする場合（国土交通大臣の同意を要する場合を除く。）にあつては、当該区域区分により市街化区域に定められることとなる土地の区域に農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域その他政令で定める土地の区域が含まれるとき有限る。

国土交通大臣は、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針若しくは区域区分に関する都市計画を定め、又はその決定若しくは変更に同意しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣

3 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分並びに用途地域に関する都市計画に關し、国土交通大臣に意見を述べることができる。

4 臨港地区に関する都市計画は、港湾法第二条第一項の港湾管理者が申し出た案に基づいて定めるものとする。

5 國土交通大臣は、都市施設に関する都市計画を定め、又はその決定若しくは変更に同意しようとするときは、あらかじめ、当該都市施設の設置又は経営について、免許、許可、認可等の処分をする権限を有する國の行政機關の長に協議しなければならない。

6 国土交通大臣、都道府県又は市町村は、都市施設に関する都市計画又は都市施設に係る市街地開発事業等予定区域に関する都市計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該都市施設を管理することとなる者その他政令で定める者に協議しなければならない。

7 市町村は、第十二条の十一の規定により地区整備計画において建築物等の建築又は建設の限界を定めようとするときは、あらかじめ、同条に規定する道路の管理者又は管理者となるべき者に協議しなければならない。

(準都市計画区域について都市計画区域が指定された場合における都市計画の取扱い)

第二十三条の二 準都市計画区域の全部又は一部について都市計画区域が指定されたときは、当該都市計画区域と重複する区域内において定められている都市計画は、当該都市計画区域について定められているものとみなす。

(国土交通大臣の指示等)

第二十四条 國土交通大臣は、國の利害に重大な関係がある事項に關し、必要があると認めるときは、都道府県に対し、又は都道府県知事を通じて市町村に対し、期限を定めて、都市計画区域の指定又は都市計画の決定若しくは変更のため必要な措置をとるべきことを指示することができる。この場合においては、都道府県又は市町村は、正当な理由がない限り、当該指示に従わなければならぬ。

国行政機關の長は、その所管に係る事項での利害に重大な関係があるものに關し、前項の指示をすべきことを国土交通大臣に対し要請することができる。

3 第二十三条第一項及び第二項の規定は、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針又は区域区分に関する都市計画に關し第一項の指示をする場合に、同条第五項の規定は、都市施設に関する都市計画に關し第一項の指示をする場合に準用する。

4 国土交通大臣は、都道府県又は市町村が所定の期限までに正当な理由がなく第一項の規定により指示された措置をとらないときは、正当な理由がないことについて社会資本整備審議会の確認を得た上で、自ら当該措置をとることができるものとする。ただし、市町村がとるべき措置については、国土交通大臣は、自ら行う必要があると認める場合を除き、都道府県に対し、当該措置をとるよう指示するものとする。

5 都道府県は、前項ただし書の規定による指示を受けたときは、当該指示に係る措置をとるものとする。

6 都道府県は、必要があると認めるときは、市町村に対し、期限を定めて、都市計画の決定又は変更のため必要な措置をとるべきことを求めることができる。

7 都道府県は、都市計画の決定又は変更のため必要があるときは、自ら、又は市町村の要請に基づいて、国の関係行政機関の長に対して、都巿計画区域又は準都市計画区域に係る第十三条第一項に規定する国土計画若しくは地方計画又は施設に関する國の計画の策定又は変更について申し出ることができる。

8 国の行政機関の長は、前項の申出があつたときは、当該申出に係る事項について決定し、その結果を都道府県知事に通知しなければならない。

(調査のための立入り等)

第二十五条 国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、都市計画の決定又は変更のために他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

2 前項の規定により他の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日前までに、その旨を土地の占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により、建築物が所在し、又は入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日前までに、その旨を土地の占有者に通知しなければならない。

立ち入らうとするときは、その立ち入らうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を土地の占有者に立ち入つてはならない。

5　土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。
(障害物の伐除及び土地の試掘等)

第二十六条 前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う者には、その測量又は調査を行つて、障害となる植物若しくは得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除等(以下「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えるときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事等が許可を与えるときは土地又は障害物の所有者と見えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

2　前項の規定により障害物を伐除しようとする者は又は土地に試掘等を行なおうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行なおうとする日の三日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

3　第一項の規定により障害物を伐除しようとする場合(土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。)において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難である、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、国土交通大臣、都道府県若しくは市町村又はその命じた者若しくは委任した者は、前二項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、ただちに、當

利が十分でない場合に設置する消防の用に供する貯水施設を含む。)が、次に掲げる事項を勘査して、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないような規模及び構造で適当に配置され、かつ、開発区域内の主要な道路が、開発区域外の相当規模の道路に接続するよう、設計が定められていること。この場合において、当該空地に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。

イ 開発区域の規模、形状及び周辺の状況

ロ 開発区域内の土地の地形及び地盤の性質

ハ 予定建築物等の用途

二 予定建築物等の敷地の規模及び配置

一 排水路その他の排水施設が、次に掲げる事項を勘査して、開発区域内の下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第一号に規定する下水を有効に排出するとともに、その排出によって開発区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されるように、設計が定められること。この場合において、当該排水施設に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。

イ 当該地域における降水量

ロ 前号イからニまでに掲げる事項及び放流先の状況

四 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、水道その他の給水施設が、第二号イからニまでに掲げる事項を勘査して、当該開発区域について想定される需要に支障を来さないよう構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること。この場合において、当該給水施設に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。

五 当該申請に係る開発区域内の土地について

区域	宅地造成及 宅地造成及 地造成等工 事規制区域	（昭和三十 六年法律第 百九十一 号）第十條 第一項の宅 地造成等工 事規制区域	等規制法 (昭和三十 六年法律第 百九十一 号) 第十條 第一項の宅 地造成等工 事規制区域	開發行為に 関する工事
二条の条例が あること。	宅地造成及 地造成及び特 定盛土等規制 法第三十三条第 一項の政令で 定める規模 (同法第三十 二条の条例が あること。)	開發行為（宅 地造成及び特 定盛土等規制 法第三十三条第 一項の政令で 定める規模 (同法第三十 二条の条例が あること。)	宅地造成及 地造成及び特 定盛土等規制 法第三十三条第 一項の政令で 定める規模 (同法第三十 二条の条例が あること。)	宅地造成及 地造成及び特 定盛土等規制 法第三十三条第 一項の政令で 定める規模 (同法第三十 二条の条例が あること。)

七 地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するため、開発区域内の土地について、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が講ぜられるよう設計が定められていること。この場合において、開発区域内の土地の全部又は一部が次の表の上欄に掲げる区域内の土地であるときは、当該土地における同表の中欄に掲げる工事の計画が、同表の下欄に掲げる基準に適合してのこと。

六　水集落地区計画　集落地区整備計画
　当該開発行為の目的に照らして、開発区域における利便の増進と開発区域及びその周辺の地域における環境の保全などが図られるよう、公共施設、学校その他の公益的施設及び開発区域内において予定される建築物の用途の記分が定められて、ること。

警戒区域	津波防災地 域づくりに 関する法律 第七十二条	津波防災地 域づくりに 関する法律 第七十一条	津波防災地 域づくりに 関する法律 第七十五条
波災害特別	第一項の津 第七十二条	三条第一項に 規定する特定 開発行為（同 条第四項各号 に該する事 件を除く）	に規定する 措置を同条 の国土交通 省令並びに その他の規 則による規 定
区域	津波防災地 域づくりに 関する法律 第七十二条	津波防災地 域づくりに 関する法律 第七十一条	津波防災地 域づくりに 関する法律 第七十五条
	るときは、當 該条例で定め る規模）のも のに限る。） に関する工事		

り等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の土砂災害特別警戒区域及び特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六条第一項の浸水被害防止区域（次条第八号の二）において「災害危険区域等」という。その他政令で定める開発行為を行うのに適当でない区域内の土地を含まないこと。ただし、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められるときは、この限りでない。

九 政令で定める規模以上の開発行為にあつては、開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため、開発行為の目的及び第二号イからニまでに掲げる事項を勘案して、開発区域における植物の生育の確保上必要な樹木の保存、表土の保全その他の必要な措置が講ぜられるよう設計が定められていること。

十 政令で定める規模以上の開発行為にあつては、開発区域及びその周辺の地域における環境を保全するため、第二号イからニまでに掲げる事項を勘案して、騒音、振動等による環

十三　主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を要するものを除く。）又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの並びに当該開発行為の中斷により当該開発区域及びその周辺の地域に出水、崖崩れ、土砂の流出等による被害が生じるおそれがあることを考慮して政令で定める規模以上のものを除く。）以外の開発行為にあつては、工事施行者に当該開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があること。

十四　当該開発行為をしようとする土地若しくは当該開発行為に関する工事をしようとする土地の区域内の土地又はこれらの土地にある建築物その他の工作物につき当該開発行為の施行又は当該開発行為に関する工事の実施の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていること。

2 前項各号に規定する基準を適用するについて
3 必要な技術的細目は、政令で定める。
4 地方公共団体は、その地方の自然的条件の特
殊性又は公共施設の整備、建築物の建築その他
の土地利用の現状及び将来の見通しを勘案し、
前項の政令で定める技術的細目のみによつては、
環境の保全、灾害の防止及び利便の増進を図る
ことが困難であると認められ、又は当該技術的
細目によらなくとも環境の保全、灾害の防止及
び利便の増進上支障がないと認められる場合に
おいては、政令で定める基準に従い、条例で、
当該技術的細目において定められた制限を強化
し、又は緩和することができる。

5 地方公共団体は、良好な住居等の環境の形成
又は保持のため必要と認める場合においては、
政令で定める基準に従い、条例で、区域、目的
又は予定される建築物の用途を限り、開発区域
内において予定される建築物の敷地面積の最低
限度に関する制限を定めることができる。
6 景観行政団体（景観法第七条第一項に規定す
る景観行政団体をいう。）は、良好な景観の形
成を図るため必要と認める場合においては、同
法第八条第二項第一号の景観計画区域内におい
て、政令で定める基準に従い、同条第一項の景
観計画に定められた開発行為についての制限の
内容を、条例で、開発許可の基準として定める
ことができる。

7 指定都市等及び地方自治法第二百五十二条の
十七の二第一項の規定に基づきこの節の規定に
より都道府県知事の権限に属する事務の全部を
処理することとされた市町村（以下この節にお
いて、「事務処理市町村」という。）以外の市町
村は、前三項の規定により条例を定めようとす
ることには、あらかじめ、都道府県知事と協議
し、その同意を得なければならぬ。
8 公有水面埋立法第二十二条第二項の告示があ
つた埋立地において行う開発行為については、
当該埋立地に関する同法第二条第一項の免許の
条件において第一項各号に規定する事項（第四
項及び第五項の条例が定められているときは、當
該条例で定める事項を含む。）に関する定め
があるときは、その定めをもつて開発許可の基
準とし、第一項各号に規定する基準（第四項及
び第五項の条例が定められているときは、當
該条例で定める制限を含む。）は、当該条件に抵
触しない限度において適用する。

六 都道府県が国又は独立行政法人中小企業基
盤整備機構と一体となつて助成する中小企業
者の行う他の事業との連携若しくは事業の
行為

第三十四条 前条の規定にかかわらず、市街化調

整区域に係る開発行為（主として第二種特定工
作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を
除く。）については、当該申請に係る開発行為に
及びその申請の手続が同条に定める要件に該當
するほか、当該申請に係る開発行為が次の各号
のいずれかに該当すると認める場合でなければ
ば、都道府県知事は、開発許可をしてはならな
い。

一 主として当該開発区域の周辺の地域におい
て居住している者の利用に供する政令で定め
る公益上必要な建築物又はこれらの者の日常
生活のため必要な物品の販売、加工若しくは
修理その他の業務を営む店舗、事業場その他
これらに類する建築物の建築の用に供する目
的で行う開発行為

二 市街化調整区域内に存する鉱物資源、觀光
資源その他の資源の有効な利用上必要な建築
物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用
に供する目的で行う開発行為

三 温度、湿度、空気等について特別の条件を
必要とする政令で定める事業の用に供する建
築物又は第一種特定工作物で、当該特別の條
件を必要とするため市街化調整区域内において建
築し、又は建設することが困難なものの建築
又は建設の用に供する目的で行う開発行為

四 農業、林業若しくは漁業の用に供する建築
物で第二十九条第一項第二号の政令で定める
建築物以外のものの建築又は市街化調整区域
内において生産される農産物、林産物若しく
は水産物の処理、貯蔵若しくは加工に必要な
建築物若しくは第一種特定工作物の建築若し
くは建設の用に供する目的で行う開発行為

五 特定農山村地域における農林業等の活性化
のための基盤整備の促進に関する法律（平成
五年法律第七十二号）第九条第一項の規定に
よる公告があつた所有権移転等促進計画の定
めるところによって設定され、又は移転され
た同法第二条第三項第三号の権利に係る土地
において当該所有権移転等促進計画に定める
利用目的（同項第二号に規定する農林業等活
性化基盤設施である建築物の建築の用に供す
るためのものに限る。）に従つて行う開発行
为

九 前各号に規定する建築物又は第一種特定工
作物のほか、市街化調整区域内において建築し、
又は建設することが困難又は不適当なものと
して政令で定める建築物又は第一種特定工
作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開
發行為

十 地区計画又は集落地区計画の区域（地区整
備計画又は集落地区整備計画が定められてい
る区域に限る。）内において、当該地区計画
又は集落地区計画に定められた内容に適合す
る建築物又は第一種特定工作物の建築又は建
設の用に供する目的で行う開発行為

十一 市街化調整区域内に隣接し、又は近接し、か
つ、自然的・社会的諸条件から市街化調整区域と一
般的な日常生活圏を構成していると認められ
る地域であつておおむね五十以上の建築物
(市街化調整区域内に存するものを含む。)が連た
んしている地域のうち、災害の防止その他の
事情を考慮して政令で定める基準に従い、都
道府県（指定都市等又は事務処理市町村の区
域内にあつては、当該指定都市等又は事務處
理市町村。以下この号及び次号において同

じ。）の条例で指定する土地の区域内において
て行う開発行為で、予定建築物等の用途が、
開発区域及びその周辺の地域における環境の
保全上支障があると認められる用途として都
道府県の条例で定めるものに該当しないもの
は建設することができる。
十二 開発区域の周辺における市街化を促進す
るおそれがないと認められ、かつ、市街化区
域内において行うことが困難又は著しく不適
当と認められる開発行為として、災害の防止
その他の事情を考慮して政令で定める基準に
従い、都道府県の条例で区域、目的又は予定
建築物等の用途を限り定められたもの
八 市街化調整区域内において現に工業の用に
供されている工場施設における事業と密接な
関連を有する事業の用に供する建築物又は第
一種特定工作物で、これらの事業活動の効率
化を図るため市街化調整区域内において建築
し、又は建設することが必要なものの建築又
は建設の用に供する目的で行う開発行為
八の二 市街化調整区域のうち災害危険区域等
その他の政令で定める開発行為を行ふのに適
当でない区域内に存する建築物又は第一種特
定工作物に代わるべき建築物又は第一種特定
工作物（いずれも当該区域外において従前の
建築物又は第一種特定工作物の用途と同一の
用途に供されることとなるものに限る。）の建
築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
八の三 温度、湿度、空気等について特別の条件を
資源その他の資源の有効な利用上必要な建築
物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用
に供する目的で行う開発行為
八の四 市街化調整区域内に存する第一種特定工
作物を建築し、又は自己の業務の拡張された際、
自ら起算して六月以内に国土交通省令で定める
事項を都道府県知事に届け出たものが、当該目的に従つて、当該都市計画の決
定又は変更の日から起算して六月以内に国土
交通省令で定める事項を都道府県知事に届け
出たものが、当該目的に従つて、当該土地に
関する権利の行使として行う開発行為（政令
で定める期間内に行うものに限る。）
十三 区域区分に関する都市計画が決定され
又は該都計画を変更して市街化調整区域
に供する建築物を建築し、又は自己の業務
の用に供する第一種特定工作物を建設する目
的で土地又は土地の利用に関する所有権以外
の権利を有していた者で、当該都市計画の決
定又は変更の日から起算して六月以内に国土
交通省令で定める事項を都道府県知事に届け
出たものが、当該目的に従つて、当該土地に
関する権利の行使として行う開発行為（政令
で定める期間内に行うものに限る。）
十四 前各号に掲げるものほか、都道府県知
事が開発審査会の議を経て、開発区域の周辺
における市街化を促進するおそれがない、か
つ市街化調整区域内において行うことが困難又
は著しく不適当と認める開発行為
(開発許可の特例)

第三十四条の二 国又は都道府県、指定都市等若
しくは事務処理市町村若しくは都道府県、指定
都市等若しくは事務処理市町村がその組織に加
わっている一部事務組合、広域連合若しくは港
務局（以下「都道府県等」という。）が行う都
市計画区域若しくは準都市計画区域内における
開発行為（第二十九条第一項各号に掲げる開
發行為を除く。）又は都市計画区域及び準都市計
画区域外の区域内における開発行為（同条第二
項の政令で定める規模未満の開発行為及び同
各号に掲げる開発行為を除く。）については、
当該国機関又は都道府県等と都道府県知事と
の協議が成立することをもつて、開発許可があ
つたものとみなす。

2 第三十二条の規定は前項の協議を行おうとす
る国の機関又は都道府県等について、第四十一
条の規定は都道府県知事が同項の協議を成立さ

十九條第一項第二号若しくは第三号に規定する建築物以外の建築物を新築し、又は第一種特定工作物を新設してはならず、また、建築物を改築し、又はその用途を変更して同項第二号若しくは第三号に規定する建築物以外の建築物としてはならない。ただし、次に掲げる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設については、この限りでない。

一 都市計画事業の施行として行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設

二 非常災害のため必要な応急措置として行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設

三 仮設建築物の新築

四 第二十九条第一項第九号に掲げる開発行為その他の政令で定める開発行為が行われた土地の区域内において行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設

五 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

六 前項の規定による許可の基準は、第三十三条及び第三十四条に規定する開発許可の基準の例に準じて、政令で定める。

七 国又は都道府県等が行う第一項本文の建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設（同項各号に掲げるものを除く。）については、当該国の機関又は都道府県等と都道府県知事との協議が成立することをもつて、同項の許可があつたものとみなす。（許可に基づく地位の承継）

八 第四十四条 開発許可又は前条第一項の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた当該許可に基づく地位を承継する。

（開発登録簿）

第四十五条 開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に係る工事を実行する権原を取得した者は、都道府県知事の承認を受けて、当該開発許可を受けた者が有していた当該開発許可に基づく地位を承継することができる。

第四十六条 都道府県知事は、開発登録簿（以下「登録簿」という。）を調製し、保管しなければならない。

第四十七条 都道府県知事は、開発許可をしたときは、当該許可に係る土地について、次に掲げる事項を登録簿に登録しなければならない。

二 開発許可の年月日
三 公共施設の種類、位置及び区域
四 前三号に掲げるもののほか、開発許可の内容
五 第四十二条第一項の規定による制限の内容
六 前各号に定めるもののほか、国土交通省令で定める事項

都道府県知事は、第三十六条の規定による完了検査を行なつた場合において、当該工事が当該開発許可の内容に適合すると認めたときは、登録簿にその旨を附記しなければならない。

第四十一条第二項ただし書若しくは第四十二条第一項ただし書の規定による許可があつたとき、又は同条第二項の協議が成立したときも、前項と同様とする。

都道府県知事は、第八十一条第一項の規定により处分により第一項各号に掲げる事項について変動を生じたときは、登録簿に必要な修正を加えなければならない。

登録簿の調製、閲覧その他登録簿に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（国及び地方公共団体の援助）

第四十八条 国及び地方公共団体は、市街化区域内における良好な市街地の開発を促進するため、市街化区域内において開発許可を受けた者に対する必要な技術上の助言又は資金上その他の援助に努めるものとする。

第四十九条 削除
(不服申立て)

第五十条 第二十九条第一項若しくは第二項、第三十五条の二第一項、第四十二条第一項ただし書、第四十二条第一項ただし書若しくは第四十三条第一項の規定に基づく処分若しくはその不作為又はこれらの規定に違反した者に対する第八十二条第一項の規定に基づく監督处分についての審査請求は、開発審査会に対してするものとする。この場合において、不作為についての審査請求は、開発審査会に代えて、当該不作為に係る都道府県知事に対してもすることもできる。

された日（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）から二月以内に、裁決をしなければならない。

3 開発審査会は、前項の裁決を行う場合においては、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、あらかじめ、審査請求人、処分をした行政庁その他の関係人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による口頭審理を行わなければならない。

4 第一項前段の規定による審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、前項の口頭審理については、同法第九条第三項の規定により読み替えられた同法第三十一條第二項から第五項までの規定を準用する。

第五十一条 第二十九条第一項若しくは第二項、第三十五条の二第一項、第四十二条第一項ただし書又は第四十三条第一項の規定による処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができる。この場合においては、審査請求の旨を教示した場合に準用する。

第一節の二 田園住居地域内における建築等の規制

第五十二条 田園住居地域内の農地の区域内において、土地の形質の変更、建築物の建築その他工作物の建設又は土石その他の政令で定める物件の堆積を行おうとする者は、市町村長の許可を受けなければならぬ。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 通常の管理行為 軽易な行為その他の行為

二 で政令で定めるもの

三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

市町村長は、次に掲げる行為について前項の許可の申請があつた場合においては、その許可をしなければならない。

一 土地の形質の変更でその規模が農業の利用の増進及び良好な住居の環境の保護を図る上

二 支障がないものとして政令で定める規模未満のもの

一 建築物の建築又は工作物の建設で次のいずれかに該当するもの

イ 前項の許可を受けて土地の形質の変更が行われた土地の区域内において行う建築物の建築又は工作物の建設

ロ 建築物又は工作物でその敷地の規模が農業の利便の増進及び良好な住居の環境の保護を図る上で支障がないものとして政令で定める規模未満のものの建築又は建設

三 前項の政令で定める物件の堆積で当該堆積を行う土地の規模が農業の利便の増進及び良好な住居の環境の保護を図る上で支障がないものとして政令で定める規模未満のもの（堆積をした物件の飛散の防止の方法その他の事項に関し政令で定める要件に該当するものに限る。）

国又は地方公共団体が行う行為については、第一項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市町村長に協議しなければならない。

第一節の三 市街地開発事業等予定区域の区域内における建築等の規制

(建築等の制限)

第五十二条の二 市街地開発事業等予定区域に関する都市計画において定められた区域内において、土地の形質の変更を行い、又は建築物の建築その他工作物の建設を行おうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならぬ。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

国が行う行為については、当該国の機関と都道府県知事等との協議が成立することをもつて、前項の規定による許可があつたもののみなす。

ない限り、当該土地を時価で買い取るものとする。

2 前項の規定による申出を受けた者は、遅滞なく、当該土地を買い取る旨又は買い取らない旨を当該土地の所有者に通知しなければならない。

3 前条第四項の規定により土地の買取りの申出の相手方として公告された者は、前項の規定により土地を買い取らない旨の通知をしたときは、直ちに、その旨を都道府県知事等に通知しなければならない。

4 第一項の規定により土地を買い取った者は、当該土地に係る都市計画に適合するようにこれを管理しなければならない。

（土地の先買い等）

第五十七条 市街地開発事業に関する都市計画についての第二十条第一項（第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告示又は市街地開発事業若しくは市街化区域若しくは区区分が定められていない都市計画区域内の都市計画施設に係る第五十五条第四項の規定による公告があつたときは、都道府県知事等（同項の規定により、次項本文の規定による届出の相手方として公告された者があるときは、その者。以下この条において同じ。）は、速やかに、国土交通省令で定める事項を公告するとともに、国土交通省令で定めるところにより、事業予定地内の土地の有償譲渡について、次項

（建築等の制限）

5 前条第四項の規定は、第三項の規定により土地を買い取った者について準用する。

（施行予定者が定められている都市計画施設の区域等についての特例）

6 前条第四項の規定は、第三項の規定により土地を譲り渡してはならない。

（建築等の制限）

7 前項の規定による処分に対する不服について準用する。

（内においては、適用しない）

8 前項の規定は、第六十五条第一項に規定する告示があつた後は、当該告示に係る土地の区域

（内においては、適用しない）

行する土地に含まれるものであるときは、この限りでない。

3 前項の規定による届出があつた後三十日以内に都道府県知事等が届出をした者に対し届出に係る土地を買い取るべき旨の通知をしたときは、当該土地について、都道府県知事等と届出をした者との間に届出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買が成立したものとみなす。

4 第二項の届出をした者は、前項の期間（その期間内に都道府県知事等が届出に係る土地を買取らない旨の通知をしたときは、その時までの期間）内は、当該土地を譲り渡してはならない。

5 前条第四項の規定は、第三項の規定により土地を買取った者について準用する。

（施行予定者が定められている都市計画施設の区域等についての特例）

6 前条第四項の規定は、第三項の規定により土地を譲り渡してはならない。

（内においては、適用しない）

（内においては、適用しない）

（内においては、適用しない）

（内においては、適用しない）

（内においては、適用しない）

（内においては、適用しない）

（内においては、適用しない）

（内においては、適用しない）

（内においては、適用しない）

第五十七条の五 施行予定者が定められている都市計画施設の区域等内の土地の買取請求については、第五十二条の四第一項から第三項までの規定を準用する。

（損失の補償）

第五十七条の六 施行予定者が定められている市街地開発事業又は都市施設に関する都市計画についての第二十条第一項（第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告示又は市街地開発事業若しくは市街化区域若しくは区区分が定められていない都市計画区域内の都市計画施設に係る第五十五条第四項の規定による公告があつたときは、都道府県知事等（同項の規定により、次項本文の規定による届出の相手方として公告された者があるときは、その者。以下この条において同じ。）は、速やかに、国土交通省令で定める事項を公告するとともに、国土交通省令で定めるところにより、事業予定地内の土地の有償譲渡について、次項

（建築等の制限）

5 前条第四項の規定は、第三項の規定により土地を買取った者について準用する。

（内においては、適用しない）

（内においては、適用しない）

（内においては、適用しない）

（内においては、適用しない）

（内においては、適用しない）

内」と、同条第二項中「市街地開発事業等予定区域の区域内」とあるのは「施行予定者が定められている都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内」と読み替えるものとする。（土地の買取請求）

5 第二十九条第一項の許可を要する行為その他政令で定める行為

6 第二十九条第一項の許可を要する行為その他の行為として政令で定める行為

7 第二十九条第一項の許可を要する行為その他の行為として政令で定める行為

8 第二十九条第一項の許可を要する行為その他の行為として政令で定める行為

9 第二十九条第一項の許可を要する行為その他の行為として政令で定める行為

10 第二十九条第一項の許可を要する行為その他の行為として政令で定める行為

11 第二十九条第一項の許可を要する行為その他の行為として政令で定める行為

12 第二十九条第一項の許可を要する行為その他の行為として政令で定める行為

13 第二十九条第一項の許可を要する行為その他の行為として政令で定める行為

14 第二十九条第一項の許可を要する行為その他の行為として政令で定める行為

15 第二十九条第一項の許可を要する行為その他の行為として政令で定める行為

16 第二十九条第一項の許可を要する行為その他の行為として政令で定める行為

17 第二十九条第一項の許可を要する行為その他の行為として政令で定める行為

18 第二十九条第一項の許可を要する行為その他の行為として政令で定める行為

ればならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

1 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

2 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

3 国又は地方公共団体が行う行為

4 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

5 第二十九条第一項の許可を要する行為その他の行為として政令で定める行為

6 第二十九条第一項の許可を要する行為その他の行為として政令で定める行為

7 第二十九条第一項の許可を要する行為その他の行為として政令で定める行為

8 第二十九条第一項の許可を要する行為その他の行為として政令で定める行為

9 第二十九条第一項の許可を要する行為その他の行為として政令で定める行為

10 第二十九条第一項の許可を要する行為その他の行為として政令で定める行為

11 第二十九条第一項の許可を要する行為その他の行為として政令で定める行為

12 第二十九条第一項の許可を要する行為その他の行為として政令で定める行為

13 第二十九条第一項の許可を要する行為その他の行為として政令で定める行為

14 第二十九条第一項の許可を要する行為その他の行為として政令で定める行為

は、これらの処分があつたことを証明する書類又は当該行政機関の意見書

五 第十四条第二項の規定は、第二項第一号及び

前項第一号の事業地の表示について準用する。
(認可又は承認の申請の義務等)

第六十条の二 施行予定者は、当該都市施設又は

市街地開発事業に関する都市計画についての第二十一条の規定による告示(施行予定者が定められていない都市計画がその変更により施行予定者が定められているものとなつた場合にあつては、当該都市計画についての第二十二条の規定による告示)の日から起算して二年以内に、当該都市計画施設の整備に関する事業又は市街地開発事業について第五十九条の認可又は承認の申請をしなければならない。

前項の期間内に同項の認可又は承認の申請がされなかつた場合には、国土交通大臣又は都道府県知事は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(損失の補償)

第六十条の三 前条第二項の規定による公告があ

った場合において、当該都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内の土地の所有者又は関係人のうちに当該都市計画が定められたことにより損失を受けたがあるときは、当該施行予定者は、その損失を補償しなければならない。

第六十条の五第二項及び第三項の規定は、

前項の場合について準用する。

第六十一条 国土交通大臣又は都道府県知事は、申請手続が法令に違反せず、かつ、申請に係る事業が次の各号に該当するときは、第五十九条の認可又は承認をすることができる。

一 事業の内容が都市計画に適合し、かつ、事業施行期間が適切であること。
二 事業の施行に関する行政機関の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分があつたこと又はこれら

(都市計画事業の認可等の告示)

第六十二条 国土交通大臣又は都道府県知事は、第五十九条の認可又は承認をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、施

行者の名称、都市計画事業の種類、事業施行期間及び事業地を告示し、かつ、国土交通大臣にあつては関係都道府県知事及び関係市町村長に、都道府県知事にあつては国土交通大臣及び二号に掲げる図書の写しを送付しなければならない。

市町村長は、前項の告示に係る事業施行期間の終了の日又は第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十条の二の規定により準用される同法第三十条第二項の通知を受ける日まで、国土交通省令で定めるところにより、前項の図書の写しを当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

第六十三条 第六十条第一項第三号の事業計画を変更しようとする者は、国の機関にあつては国土交通大臣の承認を、都道府県及び第一号法定受託事務として施行する市町村にあつては国土交通大臣の認可を、その他の者にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。ただし、設計の概要について国土交通省令で定める軽易な変更をしようとするときは、この限りでない。

第六十四条 第五十九条第四項の認可に基づく地位は、相続その他の一般承継による場合のほか、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けて承継することができる。

第五十九条第六項、第六十条及び前二条の規定は、前項の認可又は承認について準用する。(認可に基づく地位の承継)

第六十五条 第六十二条第一項の規定による告示又は新たな事業地の編入に係る第六十三条第二項において準用する第六十二条第一項における告示が届出をした後三十日以内に施行者が届出をした者に対し届出に係る土地建物等を買い取るべき旨の通知をしたときは、この限りでない。

第六十六条 前条第一項に規定する告示があつた場合は、施行者は、すみやかに、国土交通省令で定める事項を公告するとともに、都道府県知事と土地の所有者との間で定めるところにより、事業地内の土地建物等の有償譲渡について、次条の規定による制限があることを周知させるため必要な措置を講じ、かつ、自分が施行する都市計画事業の概要について、事業地及びその附近地の住民に説明し、これらの者から意見を聴取する等の措置を講ずることにより、事業の施行についてこれらの者の協力が得られるよう努めなければならない。

(土地建物等の先買い)

第六十七条 前条の公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、当該土地建物等、その予定対価の額(予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積もつた額。以下この条において同じ。)及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の国土交通省令で定める事項を書面で施行者に届け出なければならない。ただし、当該土地建物等の全部又は一部が文化財保護法第四十六条规定(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものであるときは、この限りでない。

第六十八条 事業地内の土地で、次条の規定により適用される土地収用法第三十二条の規定により、当該土地建物等について、施行者と届出をした者との間に届出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買が成立したものとみなす。

第六十九条 都市計画事業については、土地収用法第六条第一項(同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定の告示とみなす。

第七十条 (同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定の告示をもつて同法第二十一条の規定による告示をもつて同法第六十二条第一項(同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定の告示とみなす。

第七十一条 都市計画事業について、土地収用法第六十二条第一項(同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定が効力を失うべき理由に該当する理由があるときは、前条第一項の規定にかかるわらず、その理由の生じた時に同法第二十六条第一項(同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定の告示があつた

建築その他工作物の建設を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都道府県知事等の許可を受けるなければならない。

第六十八条 事業地内の土地で、次条の規定により適用される土地収用法第三十二条の規定により、当該土地建物等は、前項の許可の申請があつては関係都道府県知事及び関係市町村長に、都道府県知事にあつては国土交通大臣及び二号に掲げる図書の写しを送付しなければならない。

都道府県知事等は、前項の許可があつた場合において、その許可を与えようとするときは、あらかじめ、施行者の意見を聴かなければならない。

第六十九条 前条第一項に規定する告示があつた場合は、施行者は、すみやかに、国土交通省令で定めるところにより、前項の図書の写しを当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

第六十条 前条第一項の規定は、第一項の規定による許可について準用する。(事業の施行について周知させるための措置)

第六十一条 前条第一項に規定する告示があつたときは、施行者は、すみやかに、国土交通省令で定める事項を公告するとともに、都道府県知事と土地の所有者との間で定めるところにより、当該土地を時価で買い取るべきことを請求することができる。ただし、当該土地が他人の権利の目的となつているとき、及び当該土地に建築物その他の工作物又は立木に關する施行者に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該土地を時価で買い取るべきことを請求することができる。

第六十二条 前条第一項に規定する立木があるときは、施行者は、すみやかに、国土交通省令で定めるところにより、当該立木を購入することができる。

第六十三条 前条第一項の規定により買取るべき土地の価額は、施行者と土地の所有者との間で定めるところにより、事業地内の土地建物等の有償譲渡について、次条の規定による制限があることを周知させるため必要な措置を講じ、かつ、自分が施行する都市計画事業の概要について、事業地及びその附近地の住民に説明し、これらの者から意見を聴取する等の措置を講ずることにより、事業の施行についてこれらの者の協力が得られるよう努めなければならない。

(土地建物等の先買い)

第六十四条 前条の公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、当該土地建物等、その予定対価の額(予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積もつた額。以下この条において同じ。)及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の国土交通省令で定める事項を書面で施行者に届け出なければならない。ただし、当該土地建物等の全部又は一部が文化財保護法第四十六条规定(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものであるときは、この限りでない。

第六十五条 都市計画事業については、土地収用法第六条第一項(同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定の告示をもつて同法第二十一条の規定による告示とみなす。

第六十六条 都市計画事業について、土地収用法第六十二条第一項(同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定が効力を失うべき理由に該当する理由があるときは、前条第一項の規定にかかるわらず、その理由の生じた時に同法第二十六条第一項(同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定の告示があつた

期間)内は、当該土地建物等を譲り渡してはならない。

(土地の買取請求)

第六十八条 事業地内の土地で、次条の規定により適用される土地収用法第三十二条の規定により、当該土地建物等は、前項の許可があつては関係都道府県知事及び関係市町村長に、都道府県知事にあつては国土交通大臣及び二号に掲げる図書の写しを送付しなければならない。

都道府県知事等は、前項の許可があつた場合において、その許可を与えようとするときは、あらかじめ、施行者の意見を聴かなければならない。

第六十九条 前条第一項に規定する告示があつた場合は、施行者は、すみやかに、国土交通省令で定めるところにより、前項の図書の写しを当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

第六十条 前条第一項の規定は、第一項の規定による許可について準用する。(事業の施行について周知させるための措置)

第六十一条 前条第一項に規定する告示があつたときは、施行者は、すみやかに、国土交通省令で定める事項を公告するとともに、都道府県知事と土地の所有者との間で定めるところにより、当該土地を時価で買い取るべきことを請求することができる。

第六十二条 前条第一項に規定する立木があるときは、施行者は、すみやかに、国土交通省令で定めるところにより、当該立木を購入することができる。

第六十三条 前条第一項の規定により買取るべき土地の価額は、施行者と土地の所有者との間で定めるところにより、事業地内の土地建物等の有償譲渡について、次条の規定による制限があることを周知させるため必要な措置を講じ、かつ、自分が施行する都市計画事業の概要について、事業地及びその附近地の住民に説明し、これらの者から意見を聴取する等の措置を講ずることにより、事業の施行についてこれらの者の協力が得られるよう努めなければならない。

(土地建物等の先買い)

第六十四条 前条の公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、当該土地建物等、その予定対価の額(予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積もつた額。以下この条において同じ。)及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の国土交通省令で定める事項を書面で施行者に届け出なければならない。ただし、当該土地建物等の全部又は一部が文化財保護法第四十六条规定(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものであるときは、この限りでない。

第六十五条 都市計画事業については、土地収用法第六条第一項(同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定の告示をもつて同法第二十一条の規定による告示とみなす。

第六十六条 都市計画事業について、土地収用法第六十二条第一項(同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定が効力を失うべき理由に該当する理由があるときは、前条第一項の規定にかかるわらず、その理由の生じた時に同法第二十六条第一項(同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定の告示があつた

第七十三条 前四条に定めるものほか、都市計画事業に対する土地収用法の適用に関する法律の各号に定めるところによる。

2 第四十四条第二項の規定は、前項の規定による事業地の範囲の表示について準用する。
3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の申立てがあつたときは、第六十二条第一項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告示の際、あわせて、事業の認可又は承認後の収用又は使用の手続が保留される旨及び連続が保留される事業地の範囲を告示し得ることとする。

第七十二条 施行者は、第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定によつて収用又は使用の手続を保留しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、第十五条又は第六十三条第一項の規定による認可又は承認を受けようとする際、その旨及び手続を保留する事業地の範囲を記載した申立書を提出しなければならない。この場合においては、第六十条第三項第一号（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる図面に手続を保留する事業地の範囲を表示しなければならない。

2 権利取得裁決があつた後、第六十二条第一項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告示に係る事業施行期間を経過するまでに明度裁決の申立てがないときは、その期間を経過した時に、すでにされた裁決手続開始の決定及び権利取得裁決は、取り消されたものとみなす。

ものとみなして、同法第八条第三項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十九条第五項、第四十六条の二第一項、第七十一条（これを準用し、又はその例による場合を含む。）及び第八十九条第一項（同法第二百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

（受益者負担金）

二 一 宅地、店舗その他の建物の取得に関すること。
二 二 住宅、店舗その他の建物の取得に関すること。
三 職業の紹介、指導又は訓練に関すること。
一 施行者は、前項の規定による申出があつた場合においては、事情の許す限り、当該申出に係る措置を講ずるように努めるものとする。

第七十五条 国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によつて著しく利益を受ける者があるとんを施行者に申し出ることがができる。
一 宅地、開発して農地とすることが適当な土地その他他の土地の取得に関すること。

と、同条第一号中「第二十五条第二項、第二十八条の三第一項」とあるのは「第二十五条第二項」とする。
（生活再建のための措置）

定により適用されるこの法律」と「第十七
条第一項各号に掲げる事業又は第二十七条第二
項若しくは第四項の規定により国土交通大臣
の事業の認定を受けた事業」とあるのは、
「都市計画法第五十九条第一項若しくは第二
項の規定による国土交通大臣の認可又は同条
第三項の規定による国土交通大臣の承認を受
けた都市計画事業」と、「第十七条第二項に
規定する事業（第二十七条第二項又は第四項
の規定により国土交通大臣の事業の認定を受
けた事業を除く。）」とあるのは、「都市計画法
第五十九条第一項又は第四項の規定による都
市計画事業」である。

四 土地収用法第九十二条第一項中「第二十九条若しくは第三十四条の六の規定によつて事業の認定が失効し」とあるのは、「第三十九条第一項の規定による収用又は使用の裁決の申請の期限を徒過し」とする。

五 土地収用法第百三十九条の四中「この法律」とあるのは、「都市計画法第六十九条の規

三 土地収用法第三十四条の四第二項中「第二十六条の二第二項の図面」とあるのは、「都市計画法第六十二条第二項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の図書」とする。

等（等）の整備に係るものに限る。）の案を作成しようとする場合において、当該都市計画に係る都市施設等の円滑かつ確実な整備を図るために特に必要があると認めるときは、当該都市施設等の整備を行うこと見込まれる者（第七十五条の四において「施設整備予定者」という。）との間ににおいて、次に掲げる事項を定めた協定（以下「都市施設等整備協定」という。）を締結することができる。

一 都市施設等整備協定の目的となる都市施設等（以下この項において「協定都市施設等」という。）

延滞金は、負担金に先づるものとする。
負担金及び延滞金を徴収する権利は、これらを行使することができる時から五年間行使しないときは、時効により消滅する。

4 前項の場合においては、国等は、政令(都道府県又は市町村にあつては、条例)で定めるところにより、年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額をこえない範囲内の延滞金を徴収することができる。

第三項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、国等は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

3 県又は市町村の条例で定める。
前二項の規定による受益者負担金（以下この
条において「負担金」という。）を納付しない
者があるときは、国、都道府県又は市町村（以
下この条において「国等」という。）は、督促
状によつて納付すべき期限を指定して督促しな
ければならない。

きは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。

2 次に掲げる事項として施設整備予定者が行う開発行為（第二十九条第一項各号に掲げるものを除き、第三十二条第一項の同意又は同条第二項の規定による協議を要する場合にあつては、当該同意が得られ、又は当該協議が行われているものに限る。）に関する事項を定めようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、第二十九条第一項の許可の権限を有する者に協議し、その同意を得ることができることとする。

同じ。)に付議しなければならない。
2 都道府県又は市町村は、前項の規定により都
市計画の案を都道府県都市計画審議会に付議し
ようとするときは、当該都市計画の案に併せて、
当該都市施設等整備協定の写しを提出しな
ければならない。
(開発許可の特例)

(都市施設等整備協定に従つた都市計画の案の作成等) ではない。この事務所は併せて公募の経験に供した。これがなされた。

ハ その他協定都市施設等の整備に関する
五 事項
二 都市施設等整備協定に違反した場合の措置
一 都道府県又は市町村は、都市施設等整備協定
を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該都市施設等整備協定の写しを当該都道府県又は市町村

二
三
四
協定都市施設等の位置、規模又は構造
協定都市施設等の整備の実施時期
次に掲げる事項のうち必要なもの
協定都市施設等の整備の方法
協定都市施設等の用途の変更の制限その
他の協定都市施設等の存置のための行為の
制限に関する事項

の規定により公告されたときは、当該公告の日に当該事項に係る施設整備予定者に対する第二十九条第一項の許可があつたものとみなす。

第六章 都市計画協力団体

(都市計画協力団体の指定) 市町村長は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、都市計画協力団体として指定することができる。

2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該都市計画協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 都市計画協力団体は、その旨を公示しなければならない。

4 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

5 都市計画協力団体は、当該市町村の区域において、次に掲げる業務を行うものとする。

一 当該市町村がする都市計画の決定又は変更に関する住民の土地利用に関する意向その他の事情の把握、都市計画の案の内容となるべき事項の周知その他の協力をを行うこと。

二 土地所有者等に対し、土地利用の方針に関する提案、土地利用の方法に関する知識を有する者の派遣その他の土地の有効かつ適切な利用を図るために必要な援助を行うこと。

三 都市計画に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

四 都市計画に関する調査研究を行うこと。

五 都市計画に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(監督等)

第七十五条の七 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、都市計画協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができ。 2 市町村長は、都市計画協力団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認められるとき。

認めるときは、当該都市計画協力団体に対し、その業務の運営の改善に關し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 市町村長は、都市計画協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第七十五条の八 国土交通大臣又は市町村長は、都市計画協力団体に対し、その業務の実施に關係する必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

(都市計画協力団体による都市計画の決定等の提案)

第七十五条の九 都市計画協力団体は、市町村に對し、第七十五条の六各号に掲げる業務の実施を通じて得られた見方に基づき、当該市町村の区域内の一定の地区における当該地区の特性に応じたまちづくりの推進を図るために必要な都市計画の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る都市計画の素案を添えなければならない。

2 第二十一条の二第三項及び第二十二条の三から第二十二条の五までの規定は、前項の規定による提案について準用する。

(都市計画協力団体の市町村による援助への協力)

第七十五条の十 都市計画協力団体は、市町村から都市再生特別措置法第二百九条の十四第二項の規定による協力の要請を受けたときは、当該要請に応じ、低未利用土地(同法第四十六条第二十六項に規定する低未利用土地をいう。)の利用の方法に関する提案又はその方法に関する知識を有する者の派遣その他の土地の有効かつ適切な利用を図るために必要な援助を行うこと。

三 都市計画に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

四 都市計画に関する調査研究を行うこと。

五 都市計画に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(監督等)

第七十五条の七 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、都市計画協力団体に対し、その業務に關し報告をさせることができる。

2 市町村長は、前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認められるとき。

諮詢に応じ都市計画に関する事項を調査審議せること、都道府県に、都道府県都市計画審議会を開く。

2 都道府県都市計画審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。

3 市町村は、都道府県の条例で定める事項に応じて、関係行政機関に建議することができる。

(市町村都市計画審議会)

第七十七条の二 この法律によりその権限に属する事項は、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で定める事項について、関係行政機関に建議することができる。

3 市町村都市計画審議会の組織及び運営に關する事項は、政令で定める基準に従い、都道府県又は指定された事項を調査審議させ、及び市町村長の諮詢に応じ都市計画に関する事項を調査審議させることとする。

2 市町村都市計画審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。

(開発審査会)

第七十八条 第五十条第一項前段に規定する審査請求に対する裁決その他のこの法律によりその権限に属させられた事項を行わせるため、都道府県及び指定都市等に、開発審査会を開く。

2 開發審査会は、委員五人以上をもつて組織する。

3 委員は、法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生又は行政に関しすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、都道府県知事又は指定都市等の長が任命する。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

一 破産者で復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

5 都道府県知事又は指定都市等の長は、委員が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その委員を解任しなければならない。

6 都道府県知事又は指定都市等の長は、その任命に係る委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その委員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

2 市町村長は、都道府県都市計画審議会等の諮詢に応じ、都市計画に関する重要な事項を調査審議する。

3 社会資本整備審議会は、都市計画に関する重要な事項について、関係行政機関に建議することができる。

4 市町村長は、前各号のいずれかに該当するに至ったとき、都道府県都市計画審議会等の諮詢に応じ、都市計画に関する重要な事項を調査審議する。

5 都道府県都市計画審議会は、都市計画に関する重要な事項を調査審議する。

6 都道府県知事は、都道府県都市計画審議会等の諮詢に応じ、都市計画に関する重要な事項を調査審議する。

二 職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められるとき。

3 委員は、自己又は三親等以内の親族の利害に關係のある事件については、第五十条第一項前段に規定する審査請求に対する裁決に関する議事に加わることができない。

4 第二項から前項までに定めるもののほか、開発審査会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める基準に従い、都道府県又は指定都市等の条例で定める。

(許可等の条件)

第七十九条 この法律の規定による許可、認可又は承認には、都市計画上必要な条件を附することができる。この場合において、その条件は、当該許可、認可又は承認を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

(報告、勧告、援助等)

第八十条 国土交通大臣は国の機関以外の施行者に対し、都道府県知事は施行者である市町村又はこの法律の規定による許可、認可若しくは承認を受けた者に対し、市町村長はこの法律の規定による許可又は承認を受けた者に対し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告若しくは助言をすることができる。

2 市町村又は施行者は、国土交通大臣又は都道府県知事に対し、都市計画の決定若しくは変更又は都市計画事業の施行の準備若しくは施行のため、それぞれ都市計画又は都市計画事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

3 委員は、法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生又は行政に関しすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる。

4 委員が前項の規定による許可又は承認を受けた者は、市町村長は、次条の各号のいずれかに該当するに至ったとき、都道府県都市計画審議会等の諮詢に応じ、都市計画事業上必要な限度において、この法律の規定によつてした許可、認可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物若しくは物件(以下この条において「工作物等」という。)の改築、移転若しくは除却その他の違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

5 この法律若しくはこれらの規定に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく处分に違

反した者又は当該違反の事実を知つて、当該違反に係る土地若しくは工作物等を譲り受け、若しくは賃貸借その他により当該違反に係る土地若しくは工作物等を使用する権利を取得した者

二 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者

三 この法律の規定による許可、認可又は承認に付した条件下に違反している者

四 詐欺その他不正な手段により、この法律の規定による許可、認可又は承認を受けた者

前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確定することができないとときは、国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを実行せることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行いうべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

五 前項の標識は、第一項の規定による命令に係る土地又は工作物等若しくは工作物等の敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による命令に係る土地又は工作物等若しくは工作物等の敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

（立入検査）

第八十二条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長又はその命じた者若しくは委任した者は、前項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。（国の補助）

第八十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、重要な都市計画又は都市計画事業に要する費用の一部を補助することができる。

第八十四条 都道府県又は市は、第五十六条及び第五十七条の規定による土地の買取りを行うほか、都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内の土地、都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）第一条第一項各号に掲げる土地その他の政令で定める土地の買取りを行うため、地方自治法第二百四十一条の基金として、土地基金を設けることができる。

2 国は、前項の規定による土地基金の財源を確保するため、都道府県又は市に対し、必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めるものとする。

（税制上の措置等）

第八十五条 国又は地方公共団体は、都市計画の適切な遂行を図るために、市街化区域内の土地について、その有効な利用の促進及びその投機的取引の抑制、税制上の措置その他の適切な措置を講ずるものとする。

（国土交通大臣の権限の委任）

第八十五条の二 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局长に委任することができる。

（都道府県知事の権限の委任）

第八十六条 都道府県知事は、第三章第一節の規定によりその権限に属する事務で臨港地区に係るものを、政令で定めるところにより、港務局の長に委任することができる。

（指定都市の特例）

第八十七条 国土交通大臣又は都道府県は、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条及び次条において単に「指定都市」と

という。）の区域を含む都市計画区域に係る都市計画を決定し、又は変更しようとするときは、当該指定都市の長と協議するものとする。

第八十七条の二 指定都市の区域においては、第十五条第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる都市計画（同項第一号に掲げる都市計画にあっては、第一号に定めるものと解してはならない。）は、指定されたいる都市計画区域に係るものと定められる。

2 指定都市の区域における第六条の二第三項及び第七条の二第二項の規定の適用については、これらに規定する「定められる」とあるのは、「指定都市が定める」とする。

3 指定都市（その区域の内外にわたり都市計画区域が指定されているものを除く。）に対する第十八条の二第一項の規定の適用については、同項第一号に定めるものと解してはならない。）、第一項各号に掲げる土地その他の政令で定める土地の買取りを行うため、地方自治法第二百四十一条の基金として、土地基金を設けることができる。

4 指定都市が第一項の規定により第十八条第三項に規定する都市計画を定めようとする場合における第十九条第三項（第二十一条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、第十九条第三項中「都道府県知事に協議しなければ」とあるのは、「国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければ」とし、同条第四項及び第五項の規定は、適用しない。

5 国土交通大臣は、國の利害との調整を図る観点から、前項の規定により読み替えて適用される第十九条第三項の協議を行うものとする。

6 第四項の規定により読み替えて適用される第十九条第三項の規定により指定都市が国土交通大臣に協議しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の意見を聞き、協議書にその意見を添えて行わなければならない。

7 都道府県知事は、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る観点又は都道府県が定め、若しくは定めようとする都市計画との適合を図る観点から、前項の意見の申出を行うものとする。

8 都道府県知事は、第六項の意見の申出を行ふに当たり必要があると認めるときは、関係市町村に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

9 指定都市が、二以上の都府県の区域にわたる規定の適用については、同項中「都道府県」とあるのは、「都道府県若しくは指定都市」とする。

10 指定都市に対する第七十七条の二第一項の規定の適用については、同項中「置くことができる」とあるのは、「置く」とする。

（都の特例）

第八十七条の三 特別区の存する区域においては、第十五条の規定により市町村が定めるべき都市計画のうち政令で定めるものは、都が定める。

11 指定都市に対する第七十七条の二第一項の規定の適用については、同項中「置くことができる」とあるのは、「置く」とする。

（事務の区分）

第八十七条の四 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、第一号法定受託事務とする。市町村の事務は、都が処理する。この場合においては、これらの規定中市町村に関する規定は、都に関する規定として都に適用があるものとする。

12 前項の規定により都が定める都市計画に係る第二章第二節（第二十六条第一項及び第三項並びに第二十七条第二項を除く。）の規定による市町村の事務は、都が処理する。この場合においては、これらの規定中市町村に関する規定は、都に関する規定として都に適用があるものとする。

13 第二十二条第二項（国土交通大臣から送付を受けた図書の写しを公衆の縦覧に供する事務に係る部分に限り、第二十二条第二項において同一の規定及び第五項並びに第六十五条第一項（国土交通大臣が第五十九条第一項若しくは第二項の認可又は同条第三項の承認をした都市計画事業について許可をする事務に係る部分に限り、次号において同じ。）の規定により都道府県が処理することとされている事務）

14 第六十五条第一項の規定により準用する場合を含む。第三号において同一の規定及び第五項並びに第六十五条第一項（国土交通大臣から送付を受けた図書の写しを公衆の縦覧に供する事務に係る部分に限り、第二十二条第二項（国土交通大臣から送付を受けた図書の写しを公衆の縦覧に供する事務に係る部分に限り、第二十二条第二項において同一の規定及び第五項並びに第六十五条第一項（国土交通大臣が第五十九条第一項若しくは第二項の認可又は同条第三項の承認をした都市計画事業について許可をする事務に係る部分に限り、次号において同じ。）の規定により都道府県が処理することとされている事務）

15 第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務

16 第二十条第二項及び第六十二条第二項（国土交通大臣から送付を受けた図書の写しを公衆の縦覧に供する事務に係る部分に限り、第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務

17 第二十条第二項（都道府県から送付を受けた図書の写しを公衆の縦覧に供する事務に係る部分に限り、第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務

分に限り、第二十一条第二項において準用する場合を含む。)及び第六十二条第三項(都道府県知事から送付を受けた図書の写しを公衆の縦覧に供する事務に係る部分に限り、第六十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

(政令への委任)

第八十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定めることができる。

(経過措置)

第八十九条の二 この法律の規定に基づき政令又は国土交通省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は国土交通省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができること。

第九章 罰則

第八十九条の三 第五十九条第四項の規定により認可を受けて都市計画事業を施行する者(以下「特別施行者」という。)又は特別施行者である法人の役員若しくは職員が、当該都市計画事業に係る職務に関し、賄賂を收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、七年以下の懲役に処する。

2 特別施行者又は特別施行者である法人の役員若しくは職員であつた者が、その在職中に請託を受けて当該都市計画事業に係る職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことにつき賄賂を收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

3 特別施行者又は特別施行者である法人の役員若しくは職員が、当該都市計画事業に係る職務に関し、請託を受けて第三者に賄賂を供与させ、又はその供与を約束したときは、三年以下の懲役に処する。

4 犯人又は情を知つた第三者の收受した賄賂は没収する。その全部又は一部を没収することができるときは、その価額を追徴する。

第九十条 前条第一項から第三項までに規定するわいを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

2 第八十一条第一項の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

2 前項の罪を犯したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

3 は、五十万円以下の罰金に処する。

4 は、二十万円以下の罰金に処する。

5 は、五万円以下の罰金に処する。

6 は、三千円以下の罰金に処する。

7 は、一千円以下の罰金に処する。

8 は、五百円以下の罰金に処する。

9 は、三百円以下の罰金に処する。

10 は、一百円以下の罰金に処する。

11 は、三十円以下の罰金に処する。

12 は、二十円以下の罰金に処する。

13 は、十円以下の罰金に処する。

14 は、五円以下の罰金に処する。

15 は、三千円以下の罰金に処する。

16 は、一千円以下の罰金に処する。

17 は、五百円以下の罰金に処する。

18 は、三百円以下の罰金に処する。

19 は、一百円以下の罰金に処する。

20 は、三十円以下の罰金に処する。

21 は、十円以下の罰金に処する。

22 は、五円以下の罰金に処する。

23 は、三千円以下の罰金に処する。

24 は、一千円以下の罰金に処する。

25 は、五百円以下の罰金に処する。

26 は、三百円以下の罰金に処する。

27 は、一百円以下の罰金に処する。

28 は、三十円以下の罰金に処する。

29 は、十円以下の罰金に処する。

30 は、五円以下の罰金に処する。

31 は、三千円以下の罰金に処する。

32 は、一千円以下の罰金に処する。

33 は、五百円以下の罰金に処する。

34 は、三百円以下の罰金に処する。

35 は、一百円以下の罰金に処する。

36 は、三十円以下の罰金に処する。

37 は、十円以下の罰金に処する。

38 は、五円以下の罰金に処する。

39 は、三千円以下の罰金に処する。

40 は、一千円以下の罰金に処する。

41 は、五百円以下の罰金に処する。

42 は、三百円以下の罰金に処する。

43 は、一百円以下の罰金に処する。

44 は、三十円以下の罰金に処する。

45 は、十円以下の罰金に処する。

46 は、五円以下の罰金に処する。

47 は、三千円以下の罰金に処する。

48 は、一千円以下の罰金に処する。

49 は、五百円以下の罰金に処する。

50 は、三百円以下の罰金に処する。

51 は、一百円以下の罰金に処する。

52 は、三十円以下の罰金に処する。

53 は、十円以下の罰金に処する。

54 は、五円以下の罰金に処する。

55 は、三千円以下の罰金に処する。

56 は、一千円以下の罰金に処する。

57 は、五百円以下の罰金に処する。

58 は、三百円以下の罰金に処する。

59 は、一百円以下の罰金に処する。

60 は、三十円以下の罰金に処する。

61 は、十円以下の罰金に処する。

62 は、五円以下の罰金に処する。

63 は、三千円以下の罰金に処する。

64 は、一千円以下の罰金に処する。

65 は、五百円以下の罰金に処する。

66 は、三百円以下の罰金に処する。

67 は、一百円以下の罰金に処する。

68 は、三十円以下の罰金に処する。

69 は、十円以下の罰金に処する。

70 は、五円以下の罰金に処する。

71 は、三千円以下の罰金に処する。

72 は、一千円以下の罰金に処する。

73 は、五百円以下の罰金に処する。

74 は、三百円以下の罰金に処する。

75 は、一百円以下の罰金に処する。

76 は、三十円以下の罰金に処する。

77 は、十円以下の罰金に処する。

78 は、五円以下の罰金に処する。

79 は、三千円以下の罰金に処する。

80 は、一千円以下の罰金に処する。

81 は、五百円以下の罰金に処する。

82 は、三百円以下の罰金に処する。

83 は、一百円以下の罰金に処する。

84 は、三十円以下の罰金に処する。

85 は、十円以下の罰金に処する。

86 は、五円以下の罰金に処する。

87 は、三千円以下の罰金に処する。

88 は、一千円以下の罰金に処する。

89 は、五百円以下の罰金に処する。

90 は、三百円以下の罰金に処する。

91 は、一百円以下の罰金に処する。

92 は、三十円以下の罰金に処する。

93 は、十円以下の罰金に処する。

94 は、五円以下の罰金に処する。

95 は、三千円以下の罰金に処する。

96 は、一千円以下の罰金に処する。

97 は、五百円以下の罰金に処する。

98 は、三百円以下の罰金に処する。

99 は、一百円以下の罰金に処する。

100 は、三十円以下の罰金に処する。

101 は、十円以下の罰金に処する。

102 は、五円以下の罰金に処する。

103 は、三千円以下の罰金に処する。

104 は、一千円以下の罰金に処する。

105 は、五百円以下の罰金に処する。

106 は、三百円以下の罰金に処する。

107 は、一百円以下の罰金に処する。

108 は、三十円以下の罰金に処する。

109 は、十円以下の罰金に処する。

110 は、五円以下の罰金に処する。

111 は、三千円以下の罰金に処する。

112 は、一千円以下の罰金に処する。

113 は、五百円以下の罰金に処する。

114 は、三百円以下の罰金に処する。

115 は、一百円以下の罰金に処する。

116 は、三十円以下の罰金に処する。

117 は、十円以下の罰金に処する。

118 は、五円以下の罰金に処する。

119 は、三千円以下の罰金に処する。

120 は、一千円以下の罰金に処する。

121 は、五百円以下の罰金に処する。

122 は、三百円以下の罰金に処する。

123 は、一百円以下の罰金に処する。

124 は、三十円以下の罰金に処する。

125 は、十円以下の罰金に処する。

126 は、五円以下の罰金に処する。

127 は、三千円以下の罰金に処する。

128 は、一千円以下の罰金に処する。

129 は、五百円以下の罰金に処する。

130 は、三百円以下の罰金に処する。

131 は、一百円以下の罰金に処する。

132 は、三十円以下の罰金に処する。

133 は、十円以下の罰金に処する。

134 は、五円以下の罰金に処する。

135 は、三千円以下の罰金に処する。

136 は、一千円以下の罰金に処する。

137 は、五百円以下の罰金に処する。

138 は、三百円以下の罰金に処する。

139 は、一百円以下の罰金に処する。

140 は、三十円以下の罰金に処する。

141 は、十円以下の罰金に処する。

142 は、五円以下の罰金に処する。

143 は、三千円以下の罰金に処する。

144 は、一千円以下の罰金に処する。

145 は、五百円以下の罰金に処する。

146 は、三百円以下の罰金に処する。

147 は、一百円以下の罰金に処する。

148 は、三十円以下の罰金に処する。

149 は、十円以下の罰金に処する。

150 は、五円以下の罰金に処する。

151 は、三千円以下の罰金に処する。

152 は、一千円以下の罰金に処する。

153 は、五百円以下の罰金に処する。

154 は、三百円以下の罰金に処する。

155 は、一百円以下の罰金に処する。

156 は、三十円以下の罰金に処する。

157 は、十円以下の罰金に処する。

158 は、五円以下の罰金に処する。

159 は、三千円以下の罰金に処する。

160 は、一千円以下の罰金に処する。

161 は、五百円以下の罰金に処する。

162 は、三百円以下の罰金に処する。

163 は、一百円以下の罰金に処する。

164 は、三十円以下の罰金に処する。

165 は、十円以下の罰金に処する。

166 は、五円以下の罰金に処する。

167 は、三千円以下の罰金に処する。

168 は、一千円以下の罰金に処する。

169 は、五百円以下の罰金に処する。

170 は、三百円以下の罰金に処する。

171 は、一百円以下の罰金に処する。

172 は、三十円以下の罰金に処する。

173 は、十円以下の罰金に処する。

174 は、五円以下の罰金に処する。

175 は、三千円以下の罰金に処する。

176 は、一千円以下の罰金に処する。

177 は、五百円以下の罰金に処する。

178 は、三百円以下の罰金に処する。

179 は、一百円以下の罰金に処する。

180 は、三十円以下の罰金に処する。

181 は、十円以下の罰金に処する。

182 は、五円以下の罰金に処する。

183 は、三千円以下の罰金に処する。

184 は、一千円以下の罰金に処する。

185 は、五百円以下の罰金に処する。

186 は、三百円以下の罰金に処する。

187 は、一百円以下の罰金に処する。

188 は、三十円以下の罰金に処する。

189 は、十円以下の罰金に処する。

190 は、五円以下の罰金に処する。

191 は、三千円以下の罰金に処する。

192 は、一千円以下の罰金に処する。

193 は、五百円以下の罰金に処する。

194 は、三百円以下の罰金に処する。

195 は、一百円以下の罰金に処する。

196 は、三十円以下の罰金に処する。

197 は、十円以下の罰金に処する。

198 は、五円以下の罰金に処する。

199 は、三千円以下の罰金に処する。

200 は、一千円以下の罰金に処する。

201 は、五百円以下の罰金に処する。

202 は、三百円以下の罰金に処する。

203 は、一百円以下の罰金に処する。

204 は、三十円以下の罰金に処する。

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定について、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）でこの法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行なべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条第一項の規定により從前の例によることとされる場合における第四条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成四年六月二六日法律第八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成四年六月五日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（用途地域に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の都市計画法（以下「旧都市計画法」という。）第八条第一項第一号に規定する用途地域に関する都市計画が定められている都市計画区域について、建設大臣、都道府県知事又は市町村が第一条の規定による改正後の都市

号附則抄(平成四年六月五日法律第七六)

(罰則に関する経過措置)
第七条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条第一項の規定により従前の例によることとされる場合における第四条の規定の施行後にしては、なお従前の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成四年六月五日法律第七六)

(施行期日) 号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成四年六月二六日法律第八二二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(用途地域に関する経過措置)
第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定に

第三条 この法律の施行の際現に旧都市計画法の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関するは、この法律の施行の日から起算して三年を経過する日（その日前に新都市計画法第二章の規定により、当該都市計画区域内に途地域に関するは、この法律の施行の日から起算して三年を経過する日（その日前に新都市計画法第二十二条第一項（同法第二十二条第一項において読み替える場合を含む。）の規定による告示があつた日。次条、附則第五条及び附則第十八条において同じ。）までの間は、旧都市計画法第二十条第一項第五号及び第九号の規定は、なほその効力を有する。

第四条 この法律の施行の際現に旧都市計画法の規定により定められている都市計画区域に係る用途地域内の建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分については、この法律の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、第二条の規定による改正後の建築基準法（以下「新建築基準法」という。）第二条第二十一号、第三条第三項第二号（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域に関する都市計画の決定又は変更に関する部分並びに新建築基準法第四十八条第一項から第十二項までの規定に関する部分に限る）、第四十八条（第十三項及び第十四項を除く。）、第四十九条、第五十条、第五十二条第一項（第五号を除く。）、第五十三条第一項（第三号及び第四号を除く。）、第五十四条から第五十五条まで、第五十六条第一項、第六十八条の三第三項、第六十八条の四第六項、第六十八条の五第五项、第八十六条第九項及び第十項、第八十六条第二项、第八十七条第二項及び第三項（これららの規定中新建築基準法第四十八条第一項から第十二項までの規定の準用に関する部分に限る。）、第九十一条、第九十九条第一項、別表第一、別表第三の一の項並びに別表第一の第一項から第三の項までの規定は適用せず、四の一の項から三の項までの規定は適用せす、

第二条の規定による改正前の建築基準法（以下「旧建築基準法」という。）第二条第二十一号、第三条第三項第二号（第一種住居専用地域、第二種住居専用地域及び住居地域に関する都市計画の決定又は変更に関する部分並びに旧建築基準法第四十八条第一項から第八項までの規定に関する部分に限る。）、第四十八条（第九項及び第十項を除く。）、第四十九条、第五十条、第五十五条の三、第六十八条の四第六項、第六十八条の五第四項、第八十六条第八項及び第九項、第八十七条の二、第八十七条第二項及び第三項（これららの規定中旧建築基準法第四十八条第一項から第八項までの規定の準用に関する部分に限る。）、第八十八条第一項（旧建築基準法第四十八条第一項から第八項までの規定の準用に関する部分に限る。）、第九十一条、第九十九条第一項、別表第二、別表第三の一の項並びに別表第四の規定は、なおその効力を有する。

第五条 この法律の施行の際現に旧都市計画法の規定により定められている都市計画区域に係る用途地域内の建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分についてのこの法律の施行の日から起算して三年を経過する日までの間の新建築基準法第十七条第二項第二号及び第四十八条第十三項の規定の適用については、新建築基準法第二十七条第二項第二号中「別表第二（一）項第四号に規定する危険物」とあるのは「別表第二（一）項第一号（一）（三）若しくは（十二）の物品、可燃性ガス又は消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第七项に規定する危険物」と、新建築基準法第四十八条第十三項中「前各項のただし書」とあるのは「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成四年法律第八十二号）による改正前の建築基準法第四十八条第一項から第八項までの規定のただし書」とする。

第六条 この法律の施行前に旧都市計画法第二十九条又は旧都市計画法附則第四項の規定に基づきされた開発行為の変更の許可（以下この条において「旧都市計画法の変更の許可」という。）又は旧都市計画法の変更の許可の申請は、当該変更に係る開発行為が新都市計画法第三十五条の二第一項ただし書に該当する場合以外の場合

第二条の規定による改正前の建築基準法（以下「旧建築基準法」という。）第二条第二十一号、第三条第三項第二号（第一種住居専用地域、第二種住居専用地域及び住居地域に関する都市計画の決定又は変更に関する部分並びに旧建築基準法第四十八条第一項から第八項までの規定に関する部分に限る。）、第四十八条（第九項及び第十項を除く。）、第四十九条、第五十条、第五十二条第一項（第五号を除く。）、第五十三条第一項（第三号及び第四号を除く。）、第五十四条、第五十五条、第五十六条第一項、第六十八条の三条の三、第六十八条の四第六項、第六十八条の五第四項、第八十六条规定の準用に関する部分に限る。）、第八十八条第一項（旧建築基準法第四十八条第一項から第八項までの規定の準用に関する部分に限る。）、第九十一条、第九十九条第一項（別表第二、別表第三の一の項並びに別表第四の規定は、なおその効力を有する。）

第五条 この法律の施行の際現に旧都市計画法の規定により定められている都市計画区域に係る用途地域内の建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分についてこの法律の施行の日から起算して三年を経過する日までの間の新建築基準法第一十七条第二項第二号及び第四十八条第十三項の規定の適用については、新建築基準法第二十七条第二項第二号中「別表第二（と）項第四号に規定する危険物」とある

には同項の規定によりされた許可又は同項の許可の申請は、当該変更に係る開発行為が同項ただし書に規定する軽微な変更に該当する場合には同条第三項の規定によりされた変更の届出となる。

(開発登録簿に関する経過措置)

第七条 新都市計画法第四十七条第三項の規定は、この法律の施行前にされた旧都市計画法第四十一条第二項ただし書若しくは第四十二条第一項ただし書の規定による許可又は同条第二項の協議については、適用しない。

(監督処分等に関する経過措置)

第八条 新都市計画法第八十一条第一項の規定は、旧都市計画法若しくは旧都市計画法に基づく命令の規定又はこれららの規定に基づく処分に違反している事実を知つて、この法律の施行前に、当該違反に係る土地若しくは工作物等(建築物その他の工作物又は物件をいう。以下この条において同じ。)を譲り受け、又は賃貸借その他により当該違反に係る土地若しくは工作物等を使用する権利を取得した者については、適用しない。

2 新都市計画法第八十一条第四項及び第五項の規定は、この法律の施行前に、旧都市計画法第八十一条第一項の規定による命令に係る土地若しくは工作物等が譲渡され、又は賃貸借その他により当該違反に係る土地若しくは工作物等を使用する権利が設定された場合については、適用しない。

(開発登録簿に関する経過措置)
第七条 新都市計画法第四十七条第三項の規定は、この法律の施行前にされた旧都市計画法第四十一条第二項ただし書若しくは第四十二条第一項ただし書の規定による許可又は同条第二項の協議については、適用しない。
(監督処分等に関する経過措置)
第八条 新都市計画法第八十一条第一項の規定は、旧都市計画法若しくは旧都市計画法に基づく命令の規定又はこれらとの規定に基づく処分に違反している事実を知つて、この法律の施行前に、当該違反に係る土地若しくは工作物等(建築物その他の工作物又は物件をいう。以下この条において同じ。)を譲り受け、又は賃貸借その他により当該違反に係る土地若しくは工作物等を使用する権利を取得した者については、適用しない。
(罰則に関する経過措置)
第十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則第四条に規定する都市計画区域に係る用途地域内の建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分について、附則第三条に規定する日までの間にした行為に対する同日後における罰則の適用についても、同様とする。
(屋外広告物法等の一部改正に伴う経過措置)
第十八条 この法律の施行の際現に旧都市計画法の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に關しては、この法律の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、この法律による改正前の次に掲げる法律の規定は、なほその効力を有する。
一 屋外広告物法
二 土地収用法

会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十七条の改正規定に限る。）、第三十五条、第三十六条、第三十八条及び第三十三条の二の改正規定に限る。）、第五十一条（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。）、第五十四条（障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。）、第六十五条（農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条（道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。）、第十九条（土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。）、第一百二十二条（道路整備特別措置法第十八条から第二十二条まで、第二十七条规定）、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。）、第一百三十条（都市計画法第六条の一、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条の改正規定を除く。）、第一百七条、第一百八条、第一百五十五条（首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。）、第一百六十六条（流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。）、第一百八十八条（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る。）、第一百二十条（都市再開発法第七条の四から第十七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の八、第一百三十九条の三、第一百四十二条の二及び第一百四十二条の改正規定に限る。）、第一百二十二条（都市再開発法第七条の四から第十五条（公有地の拡大の推進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。）、第一百三十二条（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、都市緑地法第二十条及び第三十九条の二の改正規定に限る。）、第一百四十二条（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進

2

第五十八条 第百二十条の規定（都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く。以下この条において同じ。）によるとする改正後の都市計画法（以下この条及び附則第六十七条において「新都市計画法」という。）第十五条第一項又は第八十七条の二第一項の規定により市町村又は指定都市が定めることとされる都市計画の決定又は変更の手続で、第一百二十条の規定の施行の際現に都道府県が第一百二十条の規定による改正前の都市計画法（以下この条及び附則第六十七条において「旧都市計画法」という。）の規定に基づき行っているものうち、第一百二十条の規定の施行前に旧都市計画法第十七条第一項（旧都市計画法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公表が行われたものについては、なお従前の例による。

るものは、それぞれこれらの規定により当該市長が行った許可その他の行為又は当該市長に對して行つた許可の申請その他の行為とみなす。第一百二十条の規定の施行の際現に効力を有する旧都市計画法第二十七条第二項の都道府県知事の許可証で新都市計画法第二十六条第一項の規定により市長が行うこととなる許可に係るものは、当該市長に係る新都市計画法第二十七条第二項の許可証とみなす。

第一百二十条の規定の施行前に都道府県知事が

第十六条第一項、第五十二条の二第二項（新都市計画法第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（新都市計画法第五十三条第二項、第五十七条の三第三項又は第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第五十三条第一項、第五十五条、第五十六条第三項、第五十七条第一項、第二項若しくは第四项、第六十五条第一項若しくは第二項、第七十九条又は第八十一条第一項から第三項までの規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、それぞれこれららの規定により当該市長が行つた許可その他の行為又は当該市長にして行つた許可の申請その他の行為とみなす。

第一百二十条の規定の施行の際現に効力を有する

て準用する第四十二条第二項、第七十九条若しくは第八十一条第一項から第三項までの規定により都道府県知事が行つた許可の他の行為文は現に旧都市計画法第二十六条第一項、第五十二条の二第一項（旧都市計画法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の二第二項（旧都市計画法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）において準用する第四十二条第二項、第五十三条第一項、同条第二項において準用する第四十二条第二項、第五十五条第一項、第五十六条第三項、第五十七条第二項、第六十五条第一項若しくは同条第三項において準用する第四十二条第二項の規定により都道府県知事に対して行つて、許可の申請その他の行為で、新都市計画法第二

る罰則の適用については、なお従前の例によ
る。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、こ
の法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に
する経過措置を含む)は、政令で定める。

**附 則 (平成二十三年一二月一四日法律第
一一二号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

**附 則 (平成二十三年一二月一四日法律第
一一二号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

**附 則 (平成二十三年一二月一四日法律第
一一二号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、津波防災地域づくりに関する法
律(平成二十三年法律第二百二十三号)の施行の
日から施行する。ただし、第二条の規定並びに
第六条中都市計画法第三十三条第一項第七号及び
第三十六条第三項の改正規定は、津波防災地
域づくりに関する法律附則たゞし書に規定する
日から施行する。

**附 則 (平成二五年六月一四日法律第四
四号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た
だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定
める日から施行する。

**附 則 (平成二五年六月一四日法律第四
四号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、消防組織法第十
五条の改正規定に限る)、第九条、第十条、
第十四条(地方独立行政法人法目次の改正規
定(「第六章 移行型地方独立行政法人の設
立に伴う措置(第五十九条、第六十七条)」/
第六章の二 特定地方独立行政法人から一般
地方独立行政法人への移行に伴う措置(第六
十七条の二、第六十七条の七)／に改める
部分に限る)、同法第八条、第五十五条及び
第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六
十五条、第二十二条(民生委員法第四条の改
正規定に限る)、第三十六条、第四十条(森

林法第七十条第一項の改正規定に限る)、第
五十五条(建設業法第二十五条の二第一項の改
正規定に限る)、第五十一条、第五十二条

**附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四
二号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

**附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四
二号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定
にあっては、当該規定)の施行前にした行為に
対する罰則の適用については、なお従前の例に
よる。

**附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四
二号) 抄**

(施行期日)

第一条 この附則に規定するもののほか、この
法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に
する経過措置を含む)は、政令で定める。

**附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四
二号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
ただし、第三章、第五十三条から第五十六条まで
及び第五章並びに附則第五条から第十一条までの
規定は、公布の日から起算して二月を超えない
範囲内において政令で定める日から施行す

**附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四
二号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

**附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四
二号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

**附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四
二号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

第一条 第四十五条の規定並びに附則第六条、第十
七条及び第十八条の規定 公布の日から起算
して一年を経過した日

(都市計画法の一改正に伴う経過措置)

第六条 第四十五条の規定による改正前の都市計
画法(以下この条において「旧都市計画法」と
いいう)第十五条第一項第一号に掲げる都市計
画(一の指定都市の区域の内外にわたり指定さ
れている都市計画区域に係るものと除く。)の
決定又は変更の手続で、第四十五条の規定の施

行の際現に都道府県が旧都市計画法の規定に基
づいて行っているもののうち、同条の規定の施
行前に旧都市計画法第十七条第一項(旧都市計
画法第二十二条第二項において準用する場合を
除く。)の規定による公告が行われたものにつ
いては、なお従前の例による。

(処分、申請等に関する経過措置)

第一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定
については、当該各規定(以下この条及び次条
において同じ。)の施行前にこの法律による改
正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可
等の処分その他の行為(以下この項において
「処分等の行為」という。)又はこの法律の施
行の際にこの法律による改正前のそれぞれの法
律の規定による改正前のそれぞれの法律事務を行
うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条まで
の規定又はこの法律による改正後のそれぞれの
法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置
に関する規定に定めるものを除き、この法律の
施行の日以後におけるこの法律による改正後の
それぞれの法律の適用については、この法律に
よる改正後のそれぞれの法律の相当規定により
された処分等の行為又は申請等の行為とみな
す。)で、この法律の施行の日においてこ
れらの行為に係る行政事務を行なうべき者が異
ることとなるものは、附則第二条から前条まで
の規定又はこの法律による改正後のそれぞれの
法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置
に関する規定に定めるものを除き、この法律の
施行の日以後におけるこの法律による改正後の
それぞれの法律の適用については、この法律に
よる改正後のそれぞれの法律の相当規定により
された処分等の行為又は申請等の行為とみな
す。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに規定するもの
のほか、この法律の施行に關し必要な経過措置

(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二十六年六月四日法律第五三号)抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(罰則に関する経過措置)

(罰則に関する経過措置) 第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任) 第三条 前条に定めるものほか、この法律の施行に関必要な経過措置(罰則に関する経過措置)は、政令で定める。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号)抄

(施行期日) 第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(経過措置の原則) 第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置) 第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする改正規定による)、第六条(農業振興地域の整備に関する法律第三条の二及び第三条の三第二項の改正規定に限る)、第九条(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第四条第八項の改正規定に限る)、第十一条(採石法第三十三条の十七の次に一条を加える改正規定に限る)及び第十七条(建築基準法第八十条を削る改正規定、同法第八十条の二を同法第八十条とする改正規定、同法第八十条の三を同法第八十条の二とする改正規定及び同法第八十三条の改正規定を除く)の規定並びに附則第四条及び第六条から第八条までの規定による改定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えされることは、なお従前の例による。

(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む)により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改定後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え

を提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置) 第一条 この法律の施行前にした行為並びに附則の適用によりなお従前の例による。

(罰則に関する経過措置) 第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置) 第三条 前条に定めるものほか、この法律の施行前にした行為並びに附則の適用によりなお従前の例による。

(罰則に関する経過措置) 第四条 附則第五条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関必要な経過措置(罰則に関する経過措置)は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置) 第五条 附則第五条から前条までに定めるものほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置) 第六条 附則第五条から前条までに定めるものほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置) 第七条 附則第五条から前条までに定めるものほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置) 第八条 附則第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に関必要な経過措置(罰則に関する経過措置)は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置) 第九条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行前にした行為並びに附則の適用によりなお従前の例による。

(罰則に関する経過措置) 第十条 附則第五条から前条までに定めるものほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置) 第十一条 附則第五条から前条までに定めるものほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置) 第十二条 附則第五条から前条までに定めるものほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置) 第十三条 附則第五条から前条までに定めるものほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置) 第十四条 附則第五条から前条までに定めるものほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置) 第十五条 附則第五条から前条までに定めるものほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置) 第十六条 附則第五条から前条までに定めるものほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置) 第十七条 附則第五条から前条までに定めるものほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置) 第十八条 附則第五条から前条までに定めるものほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置) 第十九条 附則第五条から前条までに定めるものほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(処分、申請等に関する経過措置)

第六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定について)は、当該各規定(以下この条及び次条において同じ)の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という)又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という)又はこの法律の施行の日においてこの他の行為に対する罰則の適用については、(その他の経過措置の政令への委任)

第七条 附則第五条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十五条の規定(公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。)

二 第一条中都市緑地法第四条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条の改正規定(公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。)

三 第二十五条及び第三十七条の改正規定(公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。)

四 第二十五条及び第三十七条の改正規定(公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。)

五 第二十五条及び第三十七条の改正規定(公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。)

六 第二十五条及び第三十七条の改正規定(公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。)

七 第二十五条及び第三十七条の改正規定(公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。)

八 第二十五条及び第三十七条の改正規定(公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。)

九 第二十五条及び第三十七条の改正規定(公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。)

十 第二十五条及び第三十七条の改正規定(公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。)

十一 第二十五条及び第三十七条の改正規定(公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。)

十二 第二十五条及び第三十七条の改正規定(公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。)

十三 第二十五条及び第三十七条の改正規定(公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。)

十四 第二十五条及び第三十七条の改正規定(公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。)

十五 第二十五条及び第三十七条の改正規定(公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。)

十六 第二十五条及び第三十七条の改正規定(公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。)

(政令への委任)

第三条 前条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二九年五月一二日法律第二六号)抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置) 第二条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置) 第三条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置) 第四条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置) 第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条、第二条及び第四条から第六条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(検討)

(罰則に関する経過措置) 第四条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置) 第五条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置) 第六条 この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三十三条の二、第百三十三条の三、

第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び
第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十一年四月二十五日法律第二二号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（政令への委任）

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。（検討）

3 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（検討）

附 則（令和二年六月一〇日法律第四一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（施行期日）

附 則（令和二年六月一〇日法律第四三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中都市再生特別措置法第八十八条に一項を加える改正規定並びに同法第九十条及び第九十一条の改正規定、第二条中都市計画法第三十三条第一項第八号の改正規定、同法第三十四条第八号の次に一号を加える改正規定並びに同条第十一号及び第十二号の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（政令への委任）

（都市計画法の一部改正に伴う経過措置）

第三条

附則第一条ただし書に規定する改正規定（第一条に係る部分に限る。）の施行の日前に都

市計画法第二十九条又は第三十五条の二の規定によりされた許可の申請であつて、当該改正規

定の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、当該改正規定による改正後の都市計画法第三十三条第一項第八号（都市計画法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。（検討）

（政令への委任）

第四条

前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（検討）

第六条 政府は、公布の日から起算して一年を超過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（施行期日）

附 則（令和三年五月一〇日法律第三一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）

附 則（令和四年一月一八日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）

附 則（令和四年一月一八日法律第八一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）

附 則（令和六年五月二九日法律第四〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）

（政令への委任）

（政令への委任）

第三条

前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘査して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。（検討）

附 則（令和四年五月二七日法律第五五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（施行期日）

附 則（令和四年一月一八日法律第八一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。（施行期日）